

事務連絡  
令和8年1月23日

各都道府県財政担当課  
各都道府県市区町村担当課  
各都道府県議会事務局  
各指定都市財政担当課  
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治財政局財政課

令和8年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

国の令和8年度一般会計歳入歳出概算につきましては、令和7年12月26日、閣議決定されたところであります。

この国の一般会計歳入歳出概算に関連して、現在令和8年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況に鑑み、さしあたり現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 藤原

電話 03-5253-5612

## 第1 国の予算等

政府は、令和7年12月9日に「令和8年度予算編成の基本方針」（別添資料第1）を閣議決定するとともに、同月24日に「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（別添資料第2）を閣議了解し、これに基づいて同月26日、令和8年度一般会計歳入歳出概算（別添資料第3）を閣議決定した。

1 令和8年度一般会計歳入歳出概算は、「令和8年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成された。

### （1）基本的考え方

① 我が国経済は、名目GDPが600兆円を超え、賃上げ率も2年連続で5%を上回るなど、「デフレ・コストカット型経済」から、その先にある新たな「成長型経済」に移行する段階まで来た。また、財政状況について、プライマリーバランスは改善傾向にあり、政府債務残高対GDP比も低下している。

② 足元の景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、緩やかに回復している。しかし、潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心とした物価上昇により、個人消費は力強さを欠いている。

こうした中にあって、米国関税措置に関する日米協議は合意に至ったものの、世界経済の先行きには不透明感がある。また、国内においても、少子化や地方の衰退といった早急に克服すべき構造的な課題がある。

③ こうした現状に対し、まずは、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現、防衛力と外交力の強化を3つの柱とする「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定。以下「令和7年度総合経済対策」という。）を策定した。その裏付けとなる令和7年度補正予算の成立を受け、できる限り速やかに関連する施策を実行する。その上で、令和8年度予算編成に取り組み、切れ目のない経済財政運営を行う。

④ 今後、安定的な物価上昇とそれを上回る持続的な賃金上昇が実現する「成長型経済」への転換を図るに当たり、経済財政運営のあるべき姿は、将来世代への責任を果たす「責任ある積極財政」である。戦略的な財政出動により官民が力を合わせ「危機管理投資」と「成長投資」を進めて社会

課題を解決し、「暮らしの安全・安心」を確保するとともに、雇用と所得を増やし、潜在成長力を引き上げ、「強い経済」を実現していく。財政や社会保障の仕組みについても、物価と賃金の上昇に適切に対応した形への転換が求められる。また、歳出の質を高める行財政改革を徹底し、その一環として、制度とシステムの設計を併せて行うことにより効率的かつ効果的な国民への公共サービスの提供体制の構築を推進する。

こうした中、経済成長を通じて税収を増やし、成長率の範囲内に債務の伸びを抑制し、政府債務残高対GDP比を引き下げていく。これにより、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保するとともに、「強い経済」の実現と財政健全化を両立させていく。

⑤ こうした今後の強い経済成長と物価安定の両立の実現に向けて、適切な金融政策運営が行われることが非常に重要である。政府は、引き続き、日本銀行と緊密に連携し、デフレに後戻りすることのない物価安定の下での持続的な経済成長の実現に向け、一体となって取り組んでいく。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

## (2) 予算編成についての考え方

① 令和8年度予算編成は、令和7年度補正予算と一体として、経済財政運営の基本的考え方沿って行う。経済と財政はいずれも国民のためのものであり、広く国民に恩恵が行き渡る予算編成を行う。その際、⑤の観点も踏まえて歳出構造の平時化に配意しつつ取組を進める。

② 令和8年度予算編成においては、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定。以下「骨太方針2025」という。）等における重要政策課題に加え、高市内閣が掲げる「強い経済」の構築に向けた重要施策に対して必要な予算・税制上の措置等を確実に講じ、予算等を重点化しつつ、「経済・財政新生計画」に基づき、歳出・歳入両面から改革を推進する。

既存経費等については、物価上昇に合わせた公的制度の点検も踏まえつつ、経済・物価動向等を適切に反映する。地方財政についても同様に対応する。EBPMやPDCAによって政策の実効性を検証し、国民生活の下支えや経済成長に資すると期待される施策（支出や税制）は大胆に重点化する一方、こうした効果が乏しい場合には見直すなど、歳出・歳入両面で、「強い経済」を支える財政構造への転換を推進する。

③ 特に、社会保障については、物価や賃金の上昇等に対して、国民のいのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備していく。その上で、人口や世帯構成の変化により、受益と負担のバランスが変化することに対応し、適切な制度の効率化や資源配分の最適化を図り、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指すことが重要となる。全世代型社会保障の構築を通じ、応能負担の徹底等、各種の制度改革を行うことで、持続可能な社会保障システムの確立を図る。

こうした社会保障システムの持続性確保の観点から、「令和7年度総合経済対策」に記載された社会保障制度改革の取組を前例にとらわれず着実に実行し、社会保障改革の新たなステージにふさわしい予算編成とする。その際、次期診療報酬改定等において保険料負担の抑制努力も行いつつ経営の改善・従事者の待遇改善を図る。その上で、給付付き税額控除の制度設計を含めた「税と社会保障の一体改革」について国民的議論を進めるため、「国民会議」の早期設置に向けて検討を進める。

④ 歳入面については、負担の公平性の確保等の観点から、不断の見直しを検討する。また、必要に応じて、物価の上昇を踏まえ国民負担が増えないよう制度的対応を図る。

⑤ なお、補正予算については、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出等のために編成されるものであるが、近年は、常態化すると同時に規模が拡大している。今後、経済財政諮問会議等において、こうした予算の在り方についても、議論を進める。

2 このような方針に基づいて編成された令和8年度一般会計歳入歳出概算の規模は、「一般会計予備費」1兆円を含め、1兆22兆3,092億円（前年度比7兆1,114億円、6.2%増）で、基礎的財政収支対象経費は9兆3,823億円（前年度比4兆500億円、4.6%増）となっている。

財政投融资計画の規模は1兆180億円（前年度比6兆8,363億円、5.6.1%増）となっている。

また、「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては令和8年度の国内総生産は6兆91.9兆円程度、名目成長率は3.4%程度、実質成長率は1.3%程度となるものと見込まれている。

## 第2 地方財政対策

### 1 通常収支分

令和8年度においては、物価高が続くとともに、社会保障関係費や人件費の

増加等が見込まれる中、地方公共団体が、様々な行政課題に対応しながら、行政サービスを安定的に提供できるよう、交付団体を始め地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、経済・物価動向等を適切に反映し、令和7年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講ずることとした。その概要は次のとおりである。

(1) 一般財源総額の確保

地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度に比し3兆7,364億円、5.9%増の67兆5,078億円、地域未来基金費（仮称）及び臨時財政対策債償還基金費（仮称）を除くと、前年度に比し2兆4,988億円、3.9%増の66兆2,702億円と、令和7年度地方財政計画を大幅に上回る額を確保することとしている。

(2) 地方交付税の総額

令和8年度の地方交付税の総額は20兆1,848億円（前年度比1兆2,274億円、6.5%増）となっており、その内訳は以下のとおりである。

① 一般会計	20兆622億円
ア 地方交付税の法定率分等	20兆7,468億円
（ア）所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	21兆106億円
（イ）国税減額補正精算分（平成20、21、令和元年度）	△2,189億円
（ウ）国税決算精算分（平成28年度）	△449億円
イ 一般会計における加算措置（既往法定分）	154億円
ウ 交付税特別会計借入金の債務承継額と同額の減額	△7,000億円
② 特別会計	1,226億円
ア 地方法人税の法定率分	2兆4,499億円
イ 交付税特別会計借入金償還額	△2兆2,000億円
ウ 交付税特別会計借入金支払利子	△3,773億円
エ 交付税特別会計剰余金の活用	500億円
オ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	2,000億円
カ 収還金	0.2億円

### (3) 当分の間税率・環境性能割廃止に伴う減収への対応等

軽油引取税及び地方揮発油税の当分の間税率の廃止並びに自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う令和8年度の減収（軽油引取税：4, 297億円、地方揮発油税：296億円、自動車税環境性能割：1, 685億円、軽自動車税環境性能割：207億円）について、地方特例交付金によって全額を補填することとしていること。これに対応して、「ガソリン税及び軽油引取税の暫定税率の廃止について」（令和7年11月5日与野党6党合意）において「安定財源確保が完成するまでの間も、安易に国債発行に頼らず、つなぎとして、税外収入等の一時財源を確保して対応する」とされたこと等を踏まえ、地方交付税の法定率分等に係る一般会計からの繰入金の額について地方特例交付金相当額の減額（7, 000億円）を行うとともに、交付税特別会計借入金残高のうち当該減額と同額の7, 000億円を一般会計に承継し、借入金残高を縮減することとしていること。

### (4) 地方財政の健全化

令和8年度においては、以下のとおり、地方財政の健全化を進めることとしている。

- ① 臨時財政対策債については、前年度に引き続き、新規発行額が生じていないこと。その結果として、令和8年度末の臨時財政対策債残高見込みは、38.8兆円となり、令和7年度末の残高見込みに比し3.4兆円の減となること。
- ② 臨時財政対策債の償還に資するため、新たに「臨時財政対策債償還基金費（仮称）」（8, 376億円）を計上し、地方交付税措置を講ずることとしていること。各地方公共団体においては、この措置に対応し、減債のための基金に積立てを行うなど適切に対応いただきたいこと。
- ③ 交付税特別会計借入金については、令和7年度地方財政計画における前倒し償還額と同額の2兆2, 000億円を前倒しし（一般会計への債務承継分7, 000億円を含む。）、2兆9, 000億円の残高縮減を行うこととしていること。その結果として、令和8年度末の交付税特別会計借入金残高見込みは、22.6兆円となること。
- ④ 財源不足額については、1兆254億円（前年度比675億円、6.2%減）となること。なお、これについては以下の措置を講ずることとしていること。
  - ア 公共事業等債等の充当率の臨時の引上げ等による建設地方債（財源対策債）の増発

7, 600億円

イ 「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）附則第4条の2第1項（配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額の補填）に基づく加算額の交付税特別会計への繰入れ	154億円
ウ 交付税特別会計剰余金の活用	500億円
エ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	
	2,000億円

(5) 物価高・官公需の価格転嫁への対応

ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理の委託料、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、様々な分野における地方公共団体のコストの増加にきめ細かに対応することとし、一般行政経費（単独）に1,600億円（委託料：800億円、民間事業者への補助等：800億円）、維持補修費に750億円、投資的経費（単独）に3,000億円、公営企業繰出金に500億円を増額計上することとしている。

(6) いわゆる教育無償化への対応

いわゆる教育無償化に係る地方負担（3,600億円程度）について、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保するとともに、地方公共団体が公立高校等における人材育成の取組を進められるよう、新たに「高等学校教育改革等推進事業費（仮称）」（1,000億円）を計上し、高等学校教育改革等推進事業債（仮称）を創設することとしている。

(7) 地域未来基金費（仮称）の創設

都道府県における産業クラスターの形成・拡大や地場産業の付加価値向上を推進するため、地方財政計画に新たな歳出として、令和8年度に限り、「地域未来基金費（仮称）」4,000億円を計上することとしている。

(8) 防災・減災対策の推進

「緊急防災・減災事業費」、「緊急自然災害防止対策事業費」について、対象事業を拡充した上で、事業期間を5年間延長することとしている。

(9) 公営企業の経営基盤の強化

公営企業の経営基盤の強化を図る観点から以下の取組等を行うこととしている。

- ① 地方公共団体が公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、公営企業経営改善特例債（仮称）を創設することとしていること。
- ② 上下水道管路の老朽化対策を推進するため、上下水道事業に対する地方財政措置を拡充することとしていること。
- ③ 地域医療体制を確保するため、病院事業に対する地方財政措置を拡充す

ることとしていること。

#### (10) 地方税制改正

令和8年度地方税制改正においては、個人住民税のひとり親控除の額の引き上げのほか、道府県民税利子割に係る清算制度の導入や、軽油引取税の当分の間税率並びに自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止等の税制上の措置を講ずることとしている。

また、軽油引取税及び地方揮発油税の当分の間税率の廃止に伴う令和9年度以降の安定財源の確保については、令和8年度税制改正における税制措置による地方の增收額を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論を得ることとされている。

なお、軽油引取税及び地方揮発油税の当分の間税率の廃止に伴う減収分について、令和8年度においては地方特例交付金によって全額を補填することとしている。また、運輸事業振興助成交付金及び軽油引取税の特別徴収義務者交付金に係る令和8年度の経費については、現行と同等の地方交付税措置を講ずることとしている。

加えて、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する旨を規定した「地方税法等の一部を改正する法律案（仮称）」を今後国会に提出する予定であり、当該減収分について、令和8年度においては地方特例交付金により、全額を補填することとしている。

#### (11) 通常収支分の規模

通常収支分の歳入歳出規模（令和8年度地方財政計画ベース）は102兆4,400億円程度（前年度比5兆3,700億円程度、5.5%程度増）、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中の企業債償還費普通会計負担分を含む。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は85兆5,500億円程度（前年度比4兆2,200億円程度、5.2%程度増）となる見込みである（別添資料第4）。

また、通常収支分の一般財源総額（地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税等の合計額）は71兆9,878億円（前年度比4兆4,464億円、6.6%増）となる見込みであり、不交付団体水準超経費に相当する額を控除した交付団体ベースの一般財源総額は67兆5,078億円（前年度比3兆7,364億円、5.9%増。地域未来基金費（仮称）及び臨時財政対策債償還基金費（仮称）を除くと、66兆2,702億円（前年度比2兆4,988億円、3.9%増））となる見込みである。

さらに、地方債依存度は6.0%程度（前年度6.1%）となる見込みであり、交付税特別会計借入金残高を含む地方財政の令和8年度末借入金残高（東日本大震災分を含む。）は166兆円程度（令和7年度末173兆円程度、前年度比6兆円程度減）となる見込みである。

## 2 東日本大震災分

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、令和8年度からの第3期復興・創生期間においても、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている（別添資料第5）。

### (1) 復旧・復興事業

復旧・復興事業の歳入歳出規模（令和8年度地方財政計画ベース）は2,200億円程度、歳入のうち震災復興特別交付税は539億円となる見込みである。

### (2) 全国防災事業

全国防災事業の歳入歳出規模（令和8年度地方財政計画ベース）は、181億円となる見込みである。

## 第3 予算編成上の留意事項

第1、第2を踏まえ、ご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

- 1 令和8年度の国内総生産の成長率は、名目3.4%程度、実質1.3%程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられる。
- 2 ごみ収集、学校給食など地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に、800億円を増額計上することとし、当該経費の増額に係る普通交付税の基準財政需要額の算定については、該当する算定費目におけるこれらの経費に係る単位費用措置を平均5%程度引き上げることとしている。「自治体施設の施設管理等の委託料の増加への対応について」（令和8年1月8日付け総務省自治行政局行政経営支援室通知）を踏まえ、適切に対応していただきたい。

このほか、様々な分野における地方公共団体のコスト増にきめ細かに対応するため、道路や河川等の点検・補修に係る維持補修費について750億円、道路や施設の改修等に係る投資的経費（単独）について3,000億円、民間事業者への補助や消耗品費・備品費等について一般行政経費（単独）を800億円、公営企業における物価高への対応として500億円増額し、委託料と合わ

せ、物価高・官公需の価格転嫁への対応として5,850億円を増額計上することとしている。

また、普通交付税の算定費目「地域の元気創造事業費」において、新たに価格転嫁分（1,000億円程度）を創設し、価格転嫁に積極的に取り組む地方公共団体の財政需要を算定に反映することとしている。

各地方公共団体におかれては、適切な価格転嫁を徹底する観点から、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、低入札価格調査制度や最低制限価格制度の原則導入等による適切な金額での契約の締結、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約金額の変更などの取組を確実に実施していただきたい。

3 いわゆる教育無償化については、「三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について」（令和7年12月19日文部科学省、総務省、財務省）において、地方における安定的な財源の確保を前提に実施することとしているが、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 施策を実施するための安定財源については、国の歳出改革や租税特別措置の見直し等によって捻出することを想定していること。地方公共団体分についても、租税特別措置の見直し等による増収分を充てるほか、令和9年度予算編成・税制改正に向けて責任を持って財源確保を図ることとし、財源確保が完成するまでの間、まずは令和8年度については地方財政措置を通じて適切に対応することとしていること。併せて、地方公共団体の税財源の充実確保に努めることとしていること。

(2) 高校生等に対する授業料の支援である高等学校等就学支援金制度の拡充については、高校教育が国民的な教育になっていることも踏まえ、所得要件を撤廃し、支給上限額を大幅に引き上げる改正を講ずることで、全ての生徒に対し、公私立を問わず多様な学びの選択肢を与える制度とするものであること。

都道府県は、公立高校の設置者、私立高校の所轄庁として、高校教育を提供する責任があり、高校無償化に一定の責任を有していることから、今般の制度拡充に当たり、その負担割合について、国3／4、都道府県1／4とすることとしており、これを踏まえた「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）」が今後国会に提出される予定であること。

(3) 学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）については、保護

者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む地方公共団体への支援として、「給食費負担軽減交付金（仮称）」の創設により、食材費相当額（給食実施校の在籍児童数に支援の基準額を乗じた額）を対象として、令和8年4月から給食を実施する公立の小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む。）を支援することとしていること。給食実施校の児童については、保護者の所得にかかわらず、一律に支援対象とすることとしているが、生活保護の教育扶助や要保護児童生徒、特別支援教育就学奨励費の対象となっている児童は、現行制度の適用を優先することとしていること。

子育て支援を図るとの制度趣旨や、広域的な支援により財政力の違いによらず各市町村の給食の質を確保すべきとの観点から、今般の取組については、その負担割合について、国1／2、都道府県1／2とすることとしていること。

(4) 上記(2)及び(3)に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保することとしていること。また、個別の地方公共団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入することとしていること。具体的には、上記(2)に係る地方負担については、各地方公共団体における公立高校の生徒数と私立高校の生徒数のそれぞれに生徒一人当たりの支援単価を乗じることにより、上記(3)に係る地方負担については、各地方公共団体における児童数に児童一人当たりの支援単価を乗じることにより算定することとしていること。

また、上記(2)及び(3)の実施に当たって必要な事務費については、いずれも全額国費による負担として措置することとされていること。

4 高等学校等就学支援金制度の拡充による公立高校への影響を考慮し、地方公共団体が地域の実情に応じて公立高校等における今後の社会・経済の発展を支える人材育成に向けた取組を進められるよう、地方財政計画の投資的経費（単独）において、「高等学校教育改革等推進事業費（仮称）」を創設し、令和8年度は1,000億円を計上することとしている。

対象事業は、文部科学省が令和7年度中に提示する「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン（仮称））」を踏まえ、都道府県において策定される高等学校教育改革実行計画に基づき実施する以下の地方単独事業としている。

(1) 専門高校の機能強化・高度化に資する施設設備の整備（高等専門学校への転換等のための施設設備の整備を含む。）

- (2) 普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化に資する施設設備の整備
- (3) 地理的アクセス・多様な学びの確保に資する施設設備の整備

その地方負担については、90%まで地方債（高等学校教育改革等推進事業債（仮称））を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、その50%（新增築・建替えについてはその30%）を、基準財政需要額に算入することとしている。

事業期間については、令和13年度までとしている。

- 5 「地域未来戦略」（令和8年夏を目指して取りまとめ）を踏まえ、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を推進（広域リージョン連携に基づき実施する取組を含む。）し、地方から日本を成長軌道に押し上げるため、都道府県が基金を設置することを想定し、令和8年度に限り、地方財政計画の歳出に新たに「地域未来基金費（仮称）」4,000億円を計上することとしている。各都道府県においては、この措置に対応し、新たに基金を設置するなど適切に対応いただきたい。

また、「地域未来基金費（仮称）」の活用にあたっては、基金の積立状況や活用状況等についての公表情報の充実を図るよう努めていただきたい。

- 6 地方公共団体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が真に地域の活力を最大化することにつながるような地域独自の取組を推進する「地域未来交付金」が創設され、令和7年度補正予算（第1号）において1,000億円が計上されるとともに、令和8年度予算においても1,600億円が計上されている。その地方負担については、ハード事業は地方債を充当できることとし、ソフト事業は地方交付税措置を講ずることとしている。

- 7 防災・減災、国土強靭化については、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第1次国土強靭化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定。以下「実施中期計画」という。）に基づき推進が特に必要となる施策に係る直轄事業及び補助事業について、その地方負担を防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債又は補正予算債により措置することとしている。実施中期計画の1年目である令和8年度分については、令和7年度補正予算（第1号）（国費1兆9,159億円）を活用することとされており、その地方負担については、補正予算債（本省繰越された場合には防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債）により措置することとしている。

- 8 地方公共団体が、喫緊の課題である防災・減災対策に引き続き取り組んでいくよう、「緊急防災・減災事業費」について、指定避難所における厨房設備、入浴設備、洗濯設備、災害対応車等の整備等を対象事業に追加した上で、令和

12年度まで延長することとし、令和8年度は5,000億円（前年度同額）を計上することとしている。その地方負担については、全額地方債（緊急防災・減災事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、公債費方式によりその70%を基準財政需要額に算入することとしている。

また、これまで、指定避難所における空調整備に併せた断熱性確保のための工事を対象としてきたところであるが、空調整備を伴わない断熱性確保のための工事（文部科学省の交付金等を活用して空調整備を行う場合を含む。）についても対象とすることとし、令和7年度の緊急防災・減災事業債から適用することとしている。

なお、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における建築単価の上限について、50.1万円／m<sup>2</sup>から52.6万円／m<sup>2</sup>へ引き上げることとし、令和7年度の緊急防災・減災事業債から適用することとしている。

また、拠点避難地、避難路及び緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設の整備については、対象施設を明確化することとしており、令和7年度までに建設工事に着手した事業については、所要の経過措置を講ずることとしている。

9 地方公共団体が、実施中期計画と連携しつつ、地方単独事業として緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、「緊急自然災害防止対策事業費」について、老朽化した橋梁への対策を強化するため、農道・林道橋梁の改修に加え、新たに、健全性の判定区分が「Ⅲ早期是正段階」又は「Ⅳ緊急措置段階」と診断された橋梁（道路、農道及び林道）について、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために実施する除却を対象事業に追加した上で、事業期間を令和12年度まで延長することとし、令和8年度は4,000億円（前年度同額）を計上することとしている。その地方負担については、全額地方債（緊急自然災害防止対策事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、公債費方式によりその70%を基準財政需要額に算入することとしている。

10 地方公共団体が、地方単独事業として緊急に河川等の浚渫を実施できるよう、「緊急浚渫推進事業費」について、令和8年度は1,100億円（前年度同額）を計上することとしている。

11 過去に建設された公共施設等を総合的かつ計画的に管理することにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことが重要である。このようなことから、各地方公共団体においては、見直しした公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく公共施

設等の適正管理の取組を着実に進めていただきたい。

また、「公共施設等適正管理推進事業費」について、地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、令和8年度は5,000億円（前年度同額）を計上した上で、集約化・複合化等に伴う除却事業の対象に公営住宅等を追加することとしている。

さらに、広域的な公共施設の集約化・複合化を円滑に進めるため、複数の地方公共団体による公共施設の集約化等に向けた調査検討経費及び集約化等の円滑化のための経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

なお、公共施設等適正管理推進事業債の事業期間（令和8年度まで）終了後の在り方については、地方公共団体における公共施設等の適正管理に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討する予定であるが、令和8年度までに建設工事に着手した事業については、令和9年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとしている。

- 12 防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置（公共事業等債（元利償還金に対する地方交付税措置率を通常の22.2%から50%に引上げ））について、国営事業として実施する防災重点農業用ため池の防災工事を対象事業に追加した上で、事業期間を令和12年度まで延長することとしている。
- 13 住民の安心・安全を確保する消防防災行政の役割が非常に重要であることを踏まえ、次のとおり地方財政措置を講ずることとしている。
  - (1) 次の経費について、新たに緊急防災・減災事業債の対象とすることとしていること。
    - ① 指定避難所における避難者の生活環境改善のための厨房設備、入浴設備、洗濯設備及び災害対応車等の整備
    - ② 指定緊急避難場所における一時的な滞在のための防災東屋等及び防災コンテナの整備
    - ③ 緊急消防援助隊に係る高度土砂吸引車の整備
    - ④ 庁舎・消防庁舎における衛星通信システムの整備
  - (2) 救急隊員が傷病者のマイナンバーカードを活用し、病院選定等に資する傷病者の情報を把握する取組（マイナ救急）の導入及び運用に要する経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとしていること。
  - (3) 消防防災ヘリコプターの管理運用に要する経費について、地方交付税措置を拡充することとしていること。
  - (4) 消防の広域化及び連携・協力の支援に要する経費について、都道府県が協

議会の設置・運営等を行う際に要する経費についても、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。

14 国民の生命や健康を支える食料安全保障の観点から「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」（令和6年法律第44号）に基づく農業構造転換集中対策期間において、農業構造転換集中対策として国が別枠予算を確保し、施策の充実強化を行うことを踏まえ、それに伴う地方負担について、新たに地方財政措置を講ずることとしている。対象事業は、国が別枠で予算を確保して実施する以下の事業としている。

- (1) 農業農村整備（農地の大区画化等）
- (2) 共同利用施設の再編集約・合理化のうち以下の事業

- ① 新基本計画実装・農業構造転換支援事業
- ② 食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業

その地方負担については、全額地方債（農業構造転換集中対策事業債（仮称））により措置することとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、その50%を基準財政需要額に算入することとしている。

なお、補正予算に計上される場合には、その地方負担を補正予算債（本省繰越された場合には農業構造転換集中対策事業債（仮称））により措置することとしている。

事業期間については、令和11年度までとしている。

15 地方公共団体が、公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業を積極的に実施できるよう、「脱炭素化推進事業費」について、発電電力を地域内で消費するための売電を主目的として地方公共団体が整備する再生可能エネルギー設備等の整備、空調等の各設備が個別に省エネルギー基準を満たす場合の省エネルギー改修、公用車としてのハイブリッド車の導入を対象に追加することとした上で、事業期間を令和12年度まで延長するとともに、令和8年度は1,000億円（前年度同額）を計上することとしている。その地方負担については、90%まで地方債（脱炭素化推進事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、再生可能エネルギーの導入及びZEB化についてはその50%、省エネルギー改修の実施及びLED照明の導入については地方公共団体の財政力に応じてその30%～50%（各設備が個別に省エネルギー基準を満たす改修の実施についてはその30%）、電動車等の導入についてはその30%を、それぞれ基準財政需要額に算入することとしている。

併せて、国庫補助を活用して地方公共団体が公共施設等にペロブスカイト太

陽電池を導入する事業についても、その地方負担について90%まで地方債（一般補助施設整備等事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、その50%を基準財政需要額に算入することとしている。

16 定員、能力・実績に基づく人事管理、給与については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（令和7年1月11日付け総務副大臣通知）を踏まえ、適切に対応していただきたい。

なお、令和7年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費（地方負担6,800億円程度、うち会計年度任用職員分800億円程度）について、地方財政計画に所要額を計上することとしている。

また、令和8年度の給与改定に備え、一般行政経費（単独）に「給与改善費」4,000億円（前年度比2,000億円、100.0%増）を計上することとしており、各地方公共団体においては、年度途中の給与改定に適切に対応しうるよう、あらかじめ財源を確保していただきたい。

17 地方公務員の臨時・非常勤職員については、令和2年4月1日に導入された会計年度任用職員制度の趣旨に沿って、勤務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するため、全ての臨時・非常勤の職について、「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」（令和7年1月25日付け総務省自治行政局公務員部長通知）等に基づき、制度の適正な運用を図っていただきたい。その際、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 会計年度任用職員の給与等については、処遇改善の取組が進んでいることを踏まえ、令和8年度地方財政計画において、一般行政経費（単独）から給与関係経費に移し替えて計上することとしていること。

(2) 令和7年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費について、地方財政計画に800億円程度を計上し、地方交付税措置を講ずることとしていること。

18 地方公務員の定年引上げについては、「地方公務員法の一部を改正する法律」（令和3年法律第63号）が令和5年4月1日に施行されており、「地方公務員法の一部を改正する法律の運用について」（令和3年8月31日付け総務省自治行政局公務員部長通知）、「地方公務員の定年引上げに向けた留意事項について」（令和4年3月31日付け総務省自治行政局公務員部長通知）等にも留意し、適切かつ円滑な運用に向けて取り組んでいただきたい。

また、定年引上げに伴う定員管理については、質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するため、「地方公務員の定年引上げに伴う定員管

理に関する基本的な考え方及び留意事項等について」（令和4年6月24日付け総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知）及び「定年引上げに伴う国家公務員の特例的な定員措置の考え方を踏まえた地方公務員の定員管理に関する留意事項等について」（令和4年12月23日付け総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知）を踏まえ、中長期的な観点からの定員管理の取組を計画的に進めていただきたい。

19 地方公共団体における障害者雇用の促進については、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）を参考にしながら、取り組んでいただきたい。

なお、障害者の就労を進めるために必要な施設や設備の設置、整備等に要する経費に対して、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

20 地方公務員の人材確保・育成に当たっては、「人材育成基本方針策定指針の改正について」（令和5年12月22日付け総務省大臣官房地域力創造審議官、総務省自治行政局公務員部長通知）を踏まえ、以下の点に留意し、「人材育成・確保基本方針策定指針」（令和5年12月22日総務省公表）及び「地方公共団体における人材育成・確保推進のための参考事例集」（令和7年3月28日総務省公表）を参考として、各地方公共団体において策定されている人材育成基本方針の改正等を含め、着実に取組を進めていただきたい。

(1) 人材確保については、小規模市町村を中心として、専門性を有する人材の配置が困難な状況が見られることから、技術職員やデジタル人材の確保に対する地方交付税措置に加え、都道府県等が、市町村と連携協約を締結した上で、保健師、保育士、税務職員など、当該市町村が必要とする専門性を有する人材を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(2) 人材育成については、各地方公共団体が、改正後の人材育成基本方針において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関する自団体職員向けの研修経費及び都道府県等が市町村職員を含めて開催する広域的な研修経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

21 「復旧・復興支援技術職員派遣制度」について、都道府県等が、平時における技術職員不足の市町村への支援や大規模災害時における復旧・復興事業に従事する技術職員の中長期派遣のため、技術職員を確保する体制の更なる強化を図る観点から、市町村支援業務に従事する技術職員数又は中長期派遣可能な技術職員数のいずれか小さい方の職員数に係る人件費に対して地方交付税措置

を講ずることとしているところであり、中長期派遣対応技術職員数の増加に積極的に取り組んでいただきたい。また、各都道府県においては、令和5年度に策定した「技術職員確保計画」の内容を見直しながら、人事担当部局と事業担当部局が連携して技術職員の確保に計画的に取り組んでいただきたい。

- 22 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、「地方創生推進費」について、令和8年度においても、前年度同額の1兆円を計上することとしている。
- 23 地方公共団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、令和8年度においても、前年度同額の4,200億円を計上することとしている。
- 24 関係人口を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」が令和8年度に創設されることを踏まえ、関係人口の充実・拡大等に向けた地方公共団体による幅広い取組を後押しするため、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。
- 25 「地域おこし協力隊」について、地域協力活動として地場産業等に従事し、任期終了後に一定の要件の下で当該地場産業等に係る起業・事業承継を行うこととする場合、特例として活動期間を最大5年に延長可能とすることとしている。
- また、地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費に対する特別交付税措置について、対象期間を拡充することとし、新たな雇用の創出等の要件を満たす場合において特別交付税措置の上限を引き上げることとしている。
- 26 都市部の企業の社員や退職したシニア層を即戦力として活用する「地域活性化起業人」について、地域活性化起業人の受入れに要する経費等について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。
- 27 地域の担い手となる人材を確保するため、事業承継人材、都市部の副業人材、若者・女性・シニア・外国人等の地域内外の人材と地域企業とのマッチングに要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。
- 28 若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくりの担い手の育成の取組を加速させるため、地方公共団体が大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する地域課題解決プロジェクト「ふるさとミライカレッジ」に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。
- 29 「ローカル10,000プロジェクト」については、引き続き、国庫補助事業の地

方負担分に対する特別交付税措置に加え、地方単独事業に対する特別交付税措置を講ずることとしている。

また、地域資源を活用し地域課題の解決に資する地域密着型事業の創業については、「ローカルスタートアップ支援制度」の事業の企画・立ち上げ準備・立ち上げ・フォローアップの各段階において要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

- 30 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」（令和元年法律第64号）に基づく特定地域づくり事業協同組合に対する設立運営支援に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。
- 31 地域運営組織及び「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第260条の49第2項の規定に基づく指定地域共同活動団体に対する設立運営支援等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。
- 32 過疎地に所在し、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」（平成13年法律第120号）に基づき同法第2条各号に掲げる事務を取り扱う郵便局等に対して、市町村が行政サービスや住民生活支援サービスを委託することに伴う初期経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。
- 33 連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に要する経費、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に要する経費並びに「地域の未来予測」の共同作成やそれに基づく広域連携の取組に要する経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。
- 34 地域力創造のための外部人材（地域力創造アドバイザー）の活用に要する経費に対する特別交付税措置の対象期間について、現行では3年間を上限としているが、期間経過後に異なるアドバイザーを活用する場合には、さらに3年間活用可能とすることとしている。また、謝金（報償費）単価の上限について、国の諸謝金等使用基準に基づき、新たに設定することとしている。
- 35 JETプログラムにおける国際交流員（JET-CIR）について、在留外国人への対応に必要な環境整備の取組へ積極的に活用することとし、都道府県におけるJET-CIRの任用に要する経費について、新たに任用数に応じた地方交付税措置を講ずることとしている。
- 36 地方版総合戦略に基づき、地方公共団体と国公私立大学等が「協定」を締結し連携して雇用創出・若者定着にあたる取組に要する経費や、地方に定着する

若者の奨学金返還を支援するための取組に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

併せて、地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学等施設の整備について、引き続き地域活性化事業債の対象とすることとしている。

37 地方公共団体が、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に取り組んでいけるよう、「デジタル活用推進事業費」について、サイバーセキュリティ対策の強化に必要なシステム（業務端末やシステムへの不正アクセスを常時監視するシステム）の整備を対象事業に追加するとともに、令和8年度は1,500億円（前年度比500億円、50.0%増）を計上することとしている。

38 地方公共団体が地域の実情に応じた、デジタル実装を通じた地域が抱える課題の解決に取り組むため、「地域デジタル社会推進費」について、事業期間を令和11年度まで延長するとともに、500億円を「デジタル活用推進事業費」に振り替え、1,500億円を計上することとしている。

各地方公共団体においては、地域の実情に応じて、地域活性化、交通・福祉をはじめとした地域課題の解決、誰もがデジタル化のメリットを享受できるデジタルデバイド対策などに取り組んでいただきたい。その際、総務省において、地域社会のデジタル化の推進に関する具体的な取組事例を取りまとめた「地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第4.1版】」（令和7年12月26日総務省公表）について、各地方公共団体の新たな取組状況を踏まえつつ、導入・実施が比較的容易な事例や、費用対効果が大きいと考えられる事例、関係人口の創出に関する事例を中心に内容の拡充を予定しているので、参考にしていただきたい。

39 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）及び「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第5.0版】」（令和7年12月17日総務省公表）等を踏まえ、以下の点に留意し、必要な取組を進めていただきたい。

(1) マイナンバーカードについては、希望する全ての国民が円滑に取得できるよう、取得環境の整備に取り組むとともに、利便性の向上にも積極的に取り組んでいただきたいこと。特にコンビニ交付サービスについては、導入経費や発行可能な証明書種別の増加のためのシステム改修経費について、デジタル活用推進事業債を充当できることとしているため、積極的に実施していただきたいこと。また、カードや電子証明書の更新需要に対応するため、郵便局窓口を活用した申請受付の実施も含め、申請受付や交付に係る体制を構築

いただきたいこと。「マイナンバーカード交付事務費補助金」については、令和7年度補正予算（第1号）において、451億円を計上するとともに、令和8年度予算において98億円を計上しており、各市区町村において適切な予算措置と効率的な執行管理に努めていただきたいこと。

(2) 地方公共団体の情報システムについては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和7年法律第35号）の成立により、移行経費の支援を行うデジタル基盤改革支援基金の設置年限が令和12年度末まで延長されていること。標準準拠システムへの移行を支援するため、令和7年度補正予算（第1号）において、559億円を追加し、累計で7,742億円を当該基金に追加計上しており、移行のために必要となる準備経費やシステム移行経費に対する補助（全額国費）を行うこととしていること。

標準準拠システム・ガバメントクラウド移行後のシステム運用経費については、令和7年度補正予算（第1号）において、一時的に増加している運用経費を計画的に抑制・適正化し、運用の最適化を図るための国庫補助事業が創設され、その地方負担について令和7年度の地方交付税の増額交付の中で対応するとともに、人件費・物価の増加等の外的要因等による恒常的な経費の増加分に対し、普通交付税において標準準拠システムへの移行状況に応じた措置を講ずることとしていること。

(3) 令和8年9月以降eL-QR（地方税統一QRコード）の仕組みを地方税以外の公金にも拡大することを受け、各地方公共団体においては、改修が必要となるシステムについて事業者との調整を進める等、引き続き積極的にご対応いただきたいこと。これに關し、eL-QRを活用した公金収納のデジタル化に対応するための財務会計システム等の改修に要する経費について、デジタル活用推進事業債の対象とすることとしていること。

40 小規模市町村を中心にデジタル人材の確保が困難な状況であることから、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等において、全ての都道府県が市町村と連携したDX推進体制（以下「推進体制」という。）を構築し、その中で、市町村のDX支援のために必要な人材の広域的な確保を進めるとともに、各地方公共団体において計画的なデジタル人材の確保・育成を進めていくこととしている。

このため、各地方公共団体においては、以下の点に留意し、着実に取組を進めていただきたい。

(1) 都道府県が一定のスキル・経験を有し、市町村支援業務を行うデジタル人

材を常勤職員として雇用する場合、当該職員の人事費について、職員数に応じて地方交付税措置を講ずることとしていること。

また、デジタル人材の募集経費について、特別交付税措置の上限を、令和7年度から令和9年度までの間、引き上げることとしていること。

(2) 市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費や、地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員(DX推進リーダー)の育成に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

また、DX推進リーダーの育成に要する経費については、都道府県等が市町村職員を対象として行う研修経費も新たに措置の対象としていること。

(3) 推進体制においては、都道府県と市町村が連携した取組として、特にシステムの共同調達を積極的に推進していただきたいこと。なお、都道府県と市町村が連携した共同調達によるシステム導入経費についても、デジタル活用推進事業債の対象とすることとしていること。

41 地方公共団体のサイバーセキュリティ対策については、「地方自治法の一部を改正する法律」(令和6年法律第65号)により、令和8年度から、地方公共団体において、サイバーセキュリティを確保するための方針を策定し、必要な措置を講ずべきとされるなど、その一層の推進が求められている。

このため、地方公共団体が実施するペネトレーションテストやリスクアセスメント、各職員の端末等における各種脅威への対応の強化、地方公共団体におけるセキュリティ人材の確保・育成のための研修・訓練の実施、情報セキュリティポリシーの改定に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。また、サイバーセキュリティ対策の強化のための業務端末やシステムへの不正アクセスを常時監視するシステムの導入に要する経費について、デジタル活用推進事業債の対象とすることとしている。

42 義務教育段階における1人1台端末の整備については、令和5年度補正予算(第1号)及び令和6年度補正予算(第1号)に引き続き令和7年度補正予算(第1号)において、都道府県に基金を設置するために必要な経費が676億円計上されており、基金を取り崩して実施する整備の地方負担について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。併せて、1人1台端末の購入については、資金手当としてデジタル活用推進事業債を充当できることとしている。

43 こども・子育て政策の強化に係る地方財源については、次のとおり、確保することとしている。

- (1) 令和8年度においては、「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」について次の措置等を講ずることとされており、前年度からの地方負担の増（1,716億円）について、全額を地方財政計画の一般行政経費（補助）等に計上するとともに、地方交付税措置を講ずることとしていること。
- ① ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組 131億円  
 ア 高等教育費の負担軽減（多子世帯の学生等について、所得制限を設けず授業料・入学金を無償化）  
 イ 妊婦のための支援給付（経済的支援）の増
- ② 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 1,006億円  
 ア 産後ケア事業及び新生児聴覚検査の拡大  
 イ 幼児教育・保育の質の向上（保育士等の処遇改善、1歳児の保育士等の配置改善）  
 ウ こども誰でも通園制度の本格実施・給付化  
 エ 地域子ども・子育て支援事業の充実（病児保育の安定的な運営）  
 オ 多様な支援ニーズへの対応（障害児支援の拡大、児童扶養手当の増額等）
- ③ 共働き・共育ての推進（地方公務員分） 4億円  
 育児休業給付及び育児時短勤務手当金の給付の増
- ④ 子ども・子育て支援金制度の導入 575億円  
 子ども・子育て支援金制度の導入に伴う健康保険者による支援納付金の納付に係る公費負担
- (2) 「こども未来戦略」に基づく取組に併せて、地方公共団体において地域の実情に応じた現物給付事業を拡充することが見込まれることから、地方公共団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策（ソフト）を実施できるよう、引き続き地方財政計画の一般行政経費（単独）に1,000億円（前年度同額）を計上することとしていること。
- (3) 地方公共団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に併せて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、地方財政計画における「こども・子育て支援事業費」について、引き続き500億円（前年度同額）を計上することとしていること。

童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定。令和6年12月23日再改定)に基づき、児童虐待防止対策の強化を図るため、令和8年度に児童相談所の児童福祉司を約460人、児童心理司を約240人それぞれ増員できるよう、地方財政計画に必要な職員数を計上するとともに、道府県の標準団体で児童福祉司105人分及び児童心理司47人分の配置について、地方交付税措置を講ずることとしている。

45 中核市等における児童相談所の設置に当たって、設置前2年間において児童福祉司又は児童心理司を確保・育成する場合の人事費について、国の法令による配置基準を踏まえ、特別交付税措置を講ずることとしている。

また、中核市における児童相談所の設置後2年間は、「市区の児童相談所設置に伴う児童福祉司等の数の取扱い及び都道府県との協議について（依頼）」（令和7年12月12日付けこども家庭庁支援局長通知）に基づき国に報告される児童虐待相談対応件数について、道府県分及び市分の地方交付税の算定へ反映することとしている。

46 令和8年度においては、社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」について次の措置等を講ずることとされており、その地方負担（9,460億円（前年度比21億円増））について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

(1) 子ども・子育て支援（3,785億円）

子ども・子育て支援新制度において、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を引き続き実施すること（3,541億円）。

なお、上記の子ども・子育て支援新制度には、地方単独事業である公立施設分も含まれているものであること。

(2) 医療・介護（5,643億円）

① 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）により創設された地域医療介護総合確保基金を活用して、医療分野及び介護分野において、病床の機能分化・連携や地域包括ケアシステムの構築等を引き続き実施すること（医療分313億円、介護分143億円）。

また、地域医療介護総合確保基金のうち地域医療構想の実現を図るための病床機能再編支援分として22億円を引き続き全額国費で計上すること。

② 令和6年度の診療報酬及び介護報酬改定に伴い、医療関係職種の賃上げ及び介護職員の処遇改善のための措置を実施すること（医療分114億円、

介護分 354 億円)。

47 令和 8 年度においては、「人づくり革命」について次の措置等を講ずることとされており、その地方負担 (6,874 億円 (前年度比 72 億円増) ) について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

(1) 幼児教育・保育の無償化

3 歳から 5 歳までの全ての子ども及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用の無償化を引き続き実施すること (5,448 億円)。

(2) 高等教育の無償化

「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年法律第 8 号)に基づき、住民税非課税世帯、住民税非課税世帯に準ずる世帯及び多子世帯の学生を対象に実施している高等教育の修学支援(学資支給及び授業料等の減免)を引き続き実施することとされており、公立大学等及び私立専門学校に係る授業料等減免に要する経費の地方負担について、地方交付税措置を講ずることとしていること(公立大学等分 232 億円、私立専門学校分 334 億円)。

48 医療・介護提供体制改革並びに医療費及び介護費の適正化については、「医療法等の一部を改正する法律」(令和 7 年法律第 87 号)に基づく新たな地域医療構想の策定と施策の実施及び医師偏在是正に向けた総合的な対策に係る取組並びに「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく都道府県医療費適正化計画及び「介護保険法」(平成 9 年法律第 123 号)に基づく介護保険事業(支援)計画に掲げる取組を進めるなど、引き続き適切に取り組んでいただきたい。その際、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 新たな地域医療構想については、令和 22 年(2040 年)頃を見据えた医療提供体制を確保するため、病床のみならず、入院・外来・在宅医療、介護との連携を含む将来の医療提供体制全体の構想とし、各都道府県において、令和 8 年度に地域の医療提供体制全体の方向性や将来の病床数の必要量の推計等を検討・策定し、令和 9 年度から令和 10 年度に医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化・連携の協議等を行うこととされていること。

(2) 医師偏在是正に向けた総合的な対策については、各都道府県において、令和 8 年度に「重点的に医師を確保すべき区域」等を定めた医師偏在是正プランが策定されることを踏まえ、当該区域における診療所の承継・開業・地域定着支援や医師の勤務・生活環境改善、派遣元医療機関への支援に係る国庫補助事業の地方負担について、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。

49 国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）に基づき、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったが、制度の円滑な運営ができるよう、引き続き適切に取り組んでいただきたい。特に、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 令和8年度については、財政基盤強化のための支援措置を次のとおり講ずることとしていること。

① 「今後の社会保障改革の実施について」（平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定）に基づき、保険者努力支援制度等の実施のために必要となる1,772億円（全額国費）が引き続き確保されていること。

② 都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、「国民健康保険法」（昭和33年法律第192号）第72条の2に基づき、一般会計から当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる都道府県繰入金（給付費等の9%分）については、その所要額（5,850億円）について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

③ 以下の制度に係る地方負担について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。なお、出産育児一時金を全世代で負担する仕組みの全面的な導入に伴い、国民健康保険財政に影響を及ぼさないことを前提に、国民健康保険における出産育児一時金に対する地方交付税措置は廃止することとしていること。

ア 保険料軽減制度（4,567億円（全額地方負担）（都道府県3/4、市町村1/4））

イ 保険者支援制度（2,765億円（うち地方負担1,382億円）（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4））

ウ 高額医療費負担金（3,623億円（うち地方負担906億円）（国1/4、都道府県1/4、都道府県国保1/2））

エ 未就学児に係る国民健康保険料等の被保険者均等割額の減額措置（83億円（うち地方負担42億円）（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4））

オ 出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4か月間）の均等割保険料及び所得割保険料の減額措置（16億円（うち地方負担8億円）（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4））

カ 国保財政安定化支援事業（1,000億円（全額地方負担）（市町村単独））

(2) 保険者努力支援制度において、予防・健康づくりや医療費適正化の推進に向けた保険者に対する財政的インセンティブとして、これらの取組に係る客観的な評価指標による「国民健康保険保険者努力支援交付金」（912億円（全額国費））及び予防・健康づくりを一層推進するための「国民健康保険保険者努力支援交付金（事業費分・事業費連動分）」（380億円（全額国費））を引き続き交付しつつ、都道府県分の医療費適正化のアウトカム評価においてメリハリを強化することとされていること。

なお、普通調整交付金の配分について、所得調整機能の観点や、加入者の特性で調整した標準的な医療費を基準とする観点から、引き続き更なる検討を行うこととされていること。

(3) 国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体となる制度を円滑に運営できるよう、財政支援の拡充が行われたことを踏まえるとともに、都道府県内の保険料水準の統一を図るため、決算補填を目的とする法定外繰入等の早期解消に向けて取り組むこと。

50 後期高齢者医療制度については、実施主体である後期高齢者医療広域連合の財政基盤の強化のため、以下の制度に係る地方負担について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

- (1) 「保険料軽減制度（4,272億円（全額地方負担）（都道府県3/4、市町村1/4））
- (2) 高額医療費負担金（5,352億円（うち地方負担1,338億円）（国1/4、都道府県1/4、後期高齢者医療広域連合1/2））
- (3) 財政安定化基金（225億円（うち地方負担75億円）（国1/3、都道府県1/3、後期高齢者医療広域連合1/3））

51 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員について、令和7年度補正予算（第1号）における介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業及び令和8年度の介護報酬改定を踏まえた対応を図ることができるよう、地方公共団体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定に生ずる経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。一方、厚生労働省の調査によると、一部の地方公共団体では、過去の介護報酬改定や消費税率の引上げに対応するための老人保護措置費に係る支弁額等の改定が未実施となっている。

養護老人ホームや軽費老人ホームは居宅での生活が困難な高齢者に対する受け皿として重要な役割を果たしていることも踏まえ、支弁額等の適切な改定

に取り組んでいただきたい。

52 「予防接種法」（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種について、次のとおり措置を講ずることとしている。

- (1) 定期の予防接種の対象疾病（A類疾病）に、RSウイルス感染症を追加することとされており、その所要額について、新たに地方交付税措置を講ずることとしていること。
- (2) 高齢者のインフルエンザの定期接種に用いるワクチンとして、高用量インフルエンザHAワクチンを追加することとされていることを踏まえ、実費徴収できない低所得者分の所要額について、新たに地方交付税措置を講ずることとしていること。
- (3) 高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種に用いるワクチンとして、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを追加するとともに、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを除くこととされていることを踏まえ、実費徴収できない低所得者分の所要額について、新たに地方交付税措置を講ずることとしていること。

53 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分の考え方については、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）及び「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）に規定されているところであるが、令和8年度の地方財政計画上の整理については、別途通知することとしているので、その適正な運用と地方公営企業の健全な経営にご留意いただきたい。

54 上下水道の広域化をはじめとする公営企業の経営改善の取組に伴い当該公営企業に係る特別会計の廃止等を行う場合において、一般会計が負担する以下の経費についてその負担の平準化を図るため、当分の間、地方債（公営企業経営改善特例債（仮称））を発行できることとし、当該地方債を創設するため、「地方財政法」の改正を行う予定である。

- (1) 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
- (2) 地方債の繰上償還に要する経費
- (3) 退職手当の支給に要する経費
- (4) 国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費
- (5) 一時借入金の償還に要する経費
- (6) 公営企業型地方独立行政法人の設立に際して必要となる資金等に要する経費

公営企業経営改善特例債（仮称）の発行に当たっては、総務大臣又は都道府県知事の許可を要することとしているほか、当該許可の申請をしようとする

きは、あらかじめ、議会の議決を要することとしている。

55 震災復興特別交付税による地方税等の減収額への補填については、以下の点にご留意いただきたい。

- (1) 「福島復興再生特別措置法」（平成24年法律第25号）（以下「福島特措法」という。）に基づき、令和8年度税制改正により国税の特例措置の対象となる事業に加えられた、新産業創出等推進事業に追加される新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業において、令和8年度から令和10年度までの間に施設等を新設又は増設した者に対し地方税の課税免除を行う場合、これに伴う減収額に9／10を乗じた額を震災復興特別交付税による補填の対象とすることとしていること。また、不均一課税を行う場合においては、課税免除を行った場合の減収額の9／10を上限に震災復興特別交付税による減収補填の対象とすることとしていること。
- (2) 地方税、使用料、手数料その他の徴収金の東日本大震災のための減免（以下「条例減免」という。）については、福島県及び福島県内市町村においては引き続き震災復興特別交付税による補填の対象とするとともに、その他の団体においては「地方税法」等に基づく特例措置に関連して実施する条例減免及び原子力発電所の事故に伴い実施する条例減免のみを対象に震災復興特別交付税による補填の対象とすることとしていること。

56 特定被災地方公共団体（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）（以下「震災特別法」という。）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体をいう。）又は特定被災区域（「震災特別法」第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）内にある特定被災地方公共団体以外の市町村が、地方単独事業として除染により生じた土壤等の処分等を行う場合における処分費等の経費を対象に、震災復興特別交付税による措置を講ずることとしている。

なお、上記以外の地方公共団体が、地方単独事業として除染により生じた土壤等の処分等を行う場合は、特別交付税措置を講ずることとしている。

57 「昭和100年」関連施策関係府省連絡会議において、「昭和100年」関連施策として登録される、地方公共団体が実施する「昭和の躍動や体験を発掘し、次世代に伝承していくための施策」、「昭和を顧み、昭和に学び、未来を切り拓いていくための施策」、「「昭和100年」の機運を盛り上げるための施策」のうち、地方単独事業として行うソフト事業について、新たに特別交付

税措置を講ずることとしている。

58 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施できるよう、令和7年度補正予算（第1号）において、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が2兆円（うち食料品の物価高騰に対する特別加算4,000億円）計上されているところである。

また、令和7年度補正予算（第1号）において、1月から3月の電気料金及び都市ガス料金の値引き原資の支援を行うための「電気・ガス料金負担軽減支援事業」が5,296億円計上されている。

59 公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するため、「PPP／PFI推進アクションプラン（令和7年改定版）」（令和7年6月4日民間資金等活用事業推進会議決定）において、優先的検討の促進等の施策が盛り込まれており、これらに基づいて公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等への多様なPPP／PFI手法の導入等を推進することとしているので、PPP／PFI事業の円滑な実施の促進にご配慮いただきたい。

60 地方選挙における期日前投票所の設置については、「期日前投票所の設置促進について」（令和6年6月4日付け総務省自治行政局選挙部管理課長通知）等を踏まえ、選挙人にとって利便性の高い場所への期日前投票所の設置を検討し、積極的に取り組んでいただきたい。これに関し、期日前投票所の会場借上料や警備員等派遣に要する経費、移動期日前投票所に係る車両借上料や移動支援として期日前投票所までの交通手段の提供に要する経費等について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

61 自治医科大学医学部の都道府県負担金の改定を踏まえ、当該負担金に係る地方交付税措置を拡充することとしている。

62 自治会等の加入率の低下や担い手不足等の課題に対応していくため、自治会等の加入促進等に係る取組に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

63 「市町村の合併の特例に関する法律」（平成16年法律第59号）に基づき、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象として、引き続き合併の円滑化を図るための措置を講ずることとしている。また、合併した市町村については、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

64 地域社会のルール等の習熟のための取組に要する経費やルール等を学ぶ上で必要な日本語指導の実施に要する経費、「外国人受入環境整備交付金」を受

けて設置された一元的相談窓口から行政窓口等への同行支援に要する経費、地方公共団体・地域社会と在留外国人との橋渡し役となる人材の活用に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。

65 高等学校以下の私立学校に対する助成について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

また、都道府県が行う私立高等学校の地域の実情に応じた低所得者等に対する入学金等軽減を含めた支援、私立小中学校の家計急変世帯に対する授業料軽減、私立幼稚園の預かり保育推進事業費補助及び私立幼稚園教員の人材確保支援事業費補助並びに授業目的公衆送信補償金制度に基づく補償金に対する助成について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

66 中学校における休日の部活動の地域展開等の全国実施を加速するため、地域クラブ活動の活動費等の支援や経済的困窮世帯の生徒への支援等に係る国庫補助事業の地方負担について、新たに地方交付税措置を講ずることとしている。

67 多様かつ複合化している地域住民の課題への対応や近年の物価高を踏まえ、民生委員・児童委員及び地区民生委員協議会の活動費について、地方交付税措置を拡充することとしている。

68 地方公務員の中途採用については、骨太方針2025における就職氷河期世代への支援の趣旨及び「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」（令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）等における就職氷河期世代支援の趣旨も踏まえ、就職氷河期世代が受験可能な中途採用試験や就職氷河期世代に限定した採用試験等の実施に加え、受験資格の上限年齢の引上げなどの応募機会の拡大、採用情報等の一層の周知などに引き続き取り組んでいただきたい。

69 「主要農作物種子法」（昭和27年法律第131号）に基づき都道府県が実施することとされていた事務については、「主要農作物種子法を廃止する法律」（平成29年法律第20号）の施行後においても、「種苗法」（平成10年法律第83号）等に基づき従前と同様に実施することとされていることから、当該事務に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

70 地域公共交通については、国土交通省において令和7年度から令和9年度までを「交通空白解消・集中対策期間」とする取組方針が策定されたこと等を踏まえ、国の補助金を受けて実施する「交通空白」解消に向けた取組に係る地方負担について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。

また、「社会資本整備総合交付金」の「地域公共交通再構築事業」等を受け

て実施する鉄道施設やバス施設等の整備事業に係る地方負担について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

- 71 令和8年4月1日のPFO-S・PFO-A水質基準化に伴い、基準値を超えるPFO-S・PFO-Aが検出された場合に緊急的・暫定的に実施する応急対策に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。また、水質検査に要する経費について、簡易水道事業者の経営状況に鑑み地方公共団体が負担する場合、令和10年度まで特別交付税措置を講ずることとしている。
- 72 環境省において「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を令和6年度末に改訂し、リチウムイオン蓄電池等が標準的な分別収集区分に追加されていることを踏まえ、廃棄物処理における火災事故発生を防止するため、リチウムイオン蓄電池等の分別収集及び適正処理に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。
- 73 「クマ被害対策パッケージ」（令和7年11月14日クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、「指定管理鳥獣対策事業交付金」等を受けて地方公共団体が実施する事業について、ガバメントハンターの人件費等を含めて特別交付税措置を講ずるとともに、地方単独事業として実施するクマの駆除等に要する経費について、特別交付税措置を講ずることとしている。
- 74 地方公共団体においては、政府における経済財政諮問会議等での議論も注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが必要である。

特に、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）で示された「経済・財政新生計画」及び「経済・財政新生計画 改革実行プログラム2024」（令和6年12月26日経済財政諮問会議決定）に則って、経済・財政一体改革を着実に実行するため、以下の点にご留意いただきたい。

- (1) 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年8月28日付け総務大臣通知）を踏まえ、各地方公共団体において又は複数の地方公共団体が連携して積極的に地方行政サービス改革の推進に努めること。

「自治体フロントヤード改革」については、令和7年度補正予算（第1号）において実施している自治体フロントヤード改革推進に係る事業を通じて、住民の利便性向上・行政事務の効率化に関する効果を示しつつ、円滑なデジタル実装が可能となるような手順書により取組の横展開を図るとともに、取

組状況の見える化を行うことにより、地方公共団体の自主的な改革を促進することとしていること。これらを踏まえ、各地方公共団体において「自治体フロントヤード改革」を推進するよう努めること。その際、地方公共団体が負担する住民サービスの提供に必要なシステム導入費等について、デジタル活用推進事業債の対象とすることとしていること。

また、上記取組のほか民間委託や申請等関係事務処理法人の活用等により、更なる窓口業務改革の推進に努めること。

- (2) 地方公営企業については、経営戦略の策定・改定並びに事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革等の取組を通じて、経営基盤の強化等を図るとともに、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することとしていること。

75 地方公共団体等の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るために、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業としてアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」については、令和8年度も引き続き実施することとしており、各地方公共団体においては、本事業を積極的に活用していただきたい（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）。

また、事業の実施に当たり、都道府県の市区町村担当課においては、派遣先市区町村に係る調整やフォローアップなど主体的に関与いただきたい。

76 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）の趣旨等を踏まえ、次の事項に適切に対応いただきたい。

- (1) 一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や第三セクター等を含めた当該団体の財政状況全体を的確に分析した上で、総合的な財政健全化を図ること。
- (2) 第三セクター等との間で行われている反復・継続的な短期貸付金のうち、地方公共団体への返済が出納整理期間に行われる貸付金については、会計年度独立の原則の趣旨に反していることから、見直しを図ること。また、第三セクター等が年度を越えて金融機関から借り入れた資金により地方公共団体への返済が行われる貸付金については、第三セクター等の経営状況を踏まえ、長期貸付への切替え等必要な見直しを行うこと。
- (3) 財政再生団体又は公営企業に係る経営健全化団体は、財政再生計画又は経営健全化計画を着実に遂行するとともに、これらの団体が所在する都道府県にあっては、その進捗状況について継続的に確認を行うとともに、必要に応じて助言を行うこと。
- (4) 「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日

付け総務大臣通知) 等を踏まえ、地方公共団体と関係を有する第三セクター及び地方公社については、各地方公共団体において、経営健全化等に取り組むこと。特に、財政的なリスクの高いものについては、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」(令和元年7月23日付け総務省自治財政局公営企業課長通知)を踏まえ経営健全化方針を策定の上、策定した方針に基づき、一層の経営健全化に取り組むとともに、その取組状況を公表すること。

77 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に以下の点についてご留意いただきたい。

(1) 地方公共団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理・運営に努めていただきたいこと。

また、基金の使途・増減の理由・今後の方針等の積立状況等について、財政状況資料集における「見える化」をはじめ、公表情報の充実を図るよう努めていただきたいこと。

(2) 基金の運用に当たっては、「地方自治法」第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、安全確実性、有利性、流動性(支払準備性、換金性)について満たされているか検証し、適切な方法により実施していただきたいこと。特に、債券で運用する場合には、原則として償還期日まで資金が固定化されることを踏まえ、それぞれの基金の資金需要を適切に見込んだ上で、計画的に取り組んでいただきたいこと。

また、基金から一般会計等に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、基金の運用と同様の観点で検証を行い、必要なものについてはその適正化を図ること。

78 地方公会計については、毎年度、各地方公共団体において、決算年度の翌年度までに統一的な基準による固定資産台帳や財務書類の作成・更新を行い、分かりやすく公表していただきたい。これに関し、総務省において、引き続き各地方公共団体が作成した財務書類等を比較可能な形で「見える化」することとしているので、ご留意いただきたい。なお、当該基準による財務書類等の作成・更新に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

また、令和6年度に改訂された統一的な基準に基づく財務書類等の作成・更新については、令和8年度決算を対象とする財務書類等の整備までに行い、公表していただきたい。

併せて、財務書類等から得られる地方公会計情報については、公共施設等総合管理計画の進捗や改訂・充実等に役立てるなど、資産管理や予算編成等に積極的に活用していただきたい。そのため、これらの取組に関する具体的な活用事例を取りまとめ、公表しているので、当該事例も参考にしながら取組を進めたい。

- 79 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示に取り組むとともに、住民等に対する説明責任をより適切に果たし、地方公共団体の財政マネジメントの強化を図る観点から、住民一人当たりコストや地方公会計情報の整備により得られる指標等の公表など、財政状況資料集等の活用による住民等へのより分かりやすい情報開示と内容の充実に取り組んでいただきたい。
- 80 一般行政経費（単独）に相当する地方単独事業（ソフト分）に係る決算情報については、決算統計システムにより、全ての歳出区分を回答対象とする調査を実施しているため、引き続き適切に対応いただきたい。
- 81 公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）等において、債務負担行為や繰越制度の活用により施工時期等の平準化を図ることとされているところである。平準化の取組の推進について「地方公共団体における公共工事の施工時期の平準化に関する取組の「見える化」を踏まえた更なる取組の推進について」（令和5年1月11日付け総務省自治行政局行政課長、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）により通知しているので、これに留意の上、各地方公共団体の令和8年度予算に計上される公共工事等について、ゼロ債務負担行為を適切に設定するなど、施工時期の平準化に向けて積極的に取り組んでいただきたい。また、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用によるダンピング受注の防止、週休2日の確保や猛暑日等の作業不能日数を考慮した工期の設定、急激な物価変動等を含む市場の最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の作成、契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の適切な運用など発注関係事務の適切な運用に取り組んでいただきたい。
- 82 地方公共団体の契約における中小企業者への配慮については、「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」（令和7年4月22日付け総務省自治行政局長通知）等で要請したとおり、「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和7年4月22日閣議決定）を十分に踏まえた対応をしていただきたい。特に、適切な価格転嫁を徹底する観点から、

需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、低入札価格調査制度や最低制限価格制度の原則導入等による適切な金額での契約の締結、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約金額の変更などの取組を確実に実施していただきたい。

その際、「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について（通知）」（令和6年1月12日付け総務省自治行政局行政課長通知）により通知している「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、受注者から請負契約の内容の変更について協議の申出があつた場合に、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことがないようにするとともに、複数年度にわたる契約において、地方公共団体から少なくとも年に1回以上の協議を行うなど、適切に対応していただきたい。

さらに、指定管理者制度においても、「地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について（通知）」（令和7年6月26日付け総務省自治行政局行政課長、行政経営支援室長通知）で要請したとおり、賃金水準の変動等を踏まえ指定管理料を毎年度見直すことや、指定管理料の変更についての条項（スライド条項等）をあらかじめ協定に定めておくなど、期中における様々な物価や最低賃金の上昇等を指定管理料に適切に反映する取組を実施していただきたい。

官公需印刷物については、「官公需印刷物の入札・契約について（通知）」（令和7年6月26日付け総務省自治行政局行政課長通知）により、受注者の知的財産権に配慮した契約やコンテンツ版バイ・ドール契約等の積極的な活用について通知しているのでご留意いただきたい。

石油組合との随意契約については、「官公需における中小石油販売業者に対する配慮について（通知）」（令和5年4月25日付け総務省自治行政局行政課長通知）において通知しているとおり、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境維持の重要性に鑑み、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合との随意契約を行うことができること等の中小石油販売業者に対する配慮についてご留意いただきたい。

ビルメンテナンス業務の公共調達については、「「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の改正について（通知）」（令和7年9月5日付け総務省自治行政局行政課長通知）等を踏まえ、最新の「建築保全業務労務単価」を踏まえた予定価格の適正な作成について通知しているので

ご留意いただきたい。

83 公金収納等事務に係る手数料については、「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について（通知）」（令和4年3月29日付け総務省自治行政局行政課長、総務省自治税務局企画課長通知）等に基づき、地方公共団体と指定金融機関等の協議により見直しが行われていることを踏まえつつ、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

84 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）に基づく地方消費税率の引上げに関して次の事項にご留意いただきたい。

(1) 引上げ分の地方消費税収の社会保障財源化

引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとすることが「地方税法」（昭和25年法律第226号）上、明記されており、各地方公共団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において、引上げ分に係る地方消費税収の使途の明示を遺漏なく実施していただきたいこと。

また、引き続き決算ベースにおいて、地方財政全体で、社会保障施策に要する経費を調査・集計し、公表することとしていること。

(2) 適格請求書等保存方式への対応

令和5年10月1日から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）においては、地方公共団体の一般会計又は特別会計から仕入れを行った事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、それぞれの会計が、税務署長から適格請求書発行事業者の登録を受け、仕入れを行った事業者に対して、適格請求書等を交付する必要があること。

現時点では適格請求書発行事業者の登録を受けていない特別会計においては、その性質上、例外的にインボイス制度への対応を要しない会計もあり得るところであるが、新たに消費税の課税取引が生ずる場合等、今後、適格請求書発行事業者の登録を受ける必要が生じた際には、速やかにその登録申請を行うなど適切に対応いただきたいこと。

同様に、新たに特別会計を設置した場合には、設置日以後に登録申請を行うこととなるが、特別会計の設置日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を、その課税期間の末日までに提出した場合、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされる特例が設けられ

ていること。ただし、登録申請書を提出してから、登録通知を受けるまでは一定の期間を要することから、早期にインボイスを交付するためには、特別会計の設置日以後速やかに登録申請を行う必要があること。

なお、特別会計については、適格請求書発行事業者の登録の有無にかかわらず、消費税法上、基準期間における課税売上高が1千万円を超えるなど、一定の要件に該当する場合には申告・納付義務が生じるため、申告誤りや無申告のないよう適切に対応いただきたいこと。

また、デジタル庁において、政府機関・地方公共団体、民間事業者のバックオフィス業務のデジタル化を進めるため、国際的な標準仕様であるP e p p o l (ペポル) をベースとしたインボイス (P e p p o l e - i n v o i c e) の普及・定着に向けた取組を行っていることから、地方公共団体においてもデジタルインボイスを積極的に導入いただきたいこと。

現在、民間のサービスプロバイダーによりP e p p o l e - i n v o i c e 対応サービス・プロダクトが広く展開され、民間事業者等の間で利活用が進むとともに、政府調達においても、令和5年10月より、電子調達システム (G E P S) 等によるP e p p o l e - i n v o i c e の受領が可能となっていること等も参考としていただきたいこと。

なお、日本におけるP e p p o l e - i n v o i c e の標準仕様は、日本のP e p p o l A u t h o r i t y (管理局) であるデジタル庁が開発・公表していること。

インボイス制度への事業者としての対応については、「地方公共団体におけるインボイス対応Q & A (令和6年12月26日版)」(令和6年12月26日総務省公表) を参照いただきたいこと。

また、「競争入札において消費税の適格請求書等保存方式 (インボイス制度) に関する入札参加資格を定めることについて (通知)」(令和4年10月7日付け自治行政局行政課長通知) を踏まえ、競争入札により契約を締結しようとする場合において、地方公共団体に課せられる消費税の負担が増加すること等の地方公共団体にとって不利益になることを理由として適格請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないこととするような入札参加資格を定めることは適当ではないことにご留意いただきたいこと。

#### 第4 通常収支分の歳入歳出

##### 1 歳入

###### (1) 地方税

地方税については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 令和8年度の地方税制改正に伴う令和8年度の地方税の影響額として6,266億円の減収を見込んでいること。
- ② 令和8年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において、前年度当初見込額に比し2兆3,692億円、5.2%増の47兆8,185億円（道府県税にあっては5.8%の増、市町村税にあっては4.7%の増）になるものと見込まれること。主要税目では、道府県民税のうち所得割4.6%の増、法人税割14.2%の増、法人事業税8.9%の増、地方消費税12.8%の増、市町村民税のうち所得割4.6%の増、法人税割15.3%の増、固定資産税（交付金を除く。）4.2%の増となる見込みであること。

この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

- ③ 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その使途を明確にすること。

- ④ 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その使途を明確にすること。

## （2）地方譲与税

- ① 地方譲与税の収入見込額は、3兆1,932億円（前年度比2,271億円、7.7%増）である。

その内訳は、地方揮発油譲与税1,780億円（同347億円、16.3%減）、石油ガス譲与税40億円（前年度同額）、自動車重量譲与税3,172億円（同95億円、3.1%増）、航空機燃料譲与税145億円（前年度同額）、特別とん譲与税113億円（前年度同額）、森林環境譲与税666億円（同23億円、3.3%減）及び特別法人事業譲与税2兆6,016億円

(同2, 546億円、10.8%増)となっている。

② 森林環境譲与税の活用等について、森林整備や木材利用等に一層有効に活用するとともに、その使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表し、基金へ積み立てる場合等についても、その実施計画を公表するなど、住民に対する説明を十分に行っていただきたい。

### (3) 地方特例交付金等

地方特例交付金等の収入見込額は、8,156億円（前年度比6,220億円、321.3%増）であり、その内訳は、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するため計上する住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金1,653億円（同106億円、6.0%減）、軽油引取税及び地方揮発油税の当分の間税率廃止による減収を補填するため新たに計上する軽油引取税減収補填特例交付金（仮称）4,297億円及び地方揮発油譲与税減収補填特例交付金（仮称）296億円、自動車税及び軽自動車税環境性能割廃止による減収を補填するため新たに計上する自動車税減収補填特例交付金（仮称）1,685億円及び軽自動車税減収補填特例交付金（仮称）207億円並びに生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充等による減収を補填するため計上する新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金18億円（同56億円、75.7%減）である。

### (4) 地方交付税

令和8年度の地方交付税に係る国的一般会計からの繰入れは、所得税及び法人税の33.1%相当額、酒税の50%相当額並びに消費税の19.5%相当額の合計額20兆7,468億円（平成20年度、平成21年度及び令和元年度補正予算に係る精算額2,189億円及び平成28年度決算に係る精算額449億円を減額した後の額）に国的一般会計における加算額（既往法定分）154億円を加え、交付税特別会計の債務承継額と同額の7,000億円を減額した20兆622億円であり、前年度当初予算に比し1兆3,830億円、7.4%の増となっている。

地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、これに地方法人税の全額2兆4,499億円、返還金0.2億円、交付税特別会計剰余金の活用額500億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用額2,000億円を加算し、交付税特別会計借入金償還額2兆2,000億円及び交付税特別会計借入金に係る支払利子額3,773億円を減額した20兆1,848億円

であり、前年度当初予算に比し1兆2,274億円、6.5%の増となって いる（別添資料第6）。

各地方公共団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特にご留意いただきたい。

① 普通交付税

ア 基準財政需要額

（ア）地方公務員の給与改定に要する経費について、各算定費目の単位費用等において反映していること。

このうち、会計年度任用職員に係る給与改定に要する経費について、従事する職務を具体的に想定している会計年度任用職員に要する経費等については各算定費目において算定し、その他の会計年度任用職員に要する経費については包括算定経費において算定することとしていること。

（イ）地方財政計画に計上することとしている「給与改善費」4,000億円について、常勤職員等分（3,500億円程度）は給与費の一定割合（2.3%程度）を関係費目において、会計年度任用職員分（500億円程度）は包括算定経費において、それぞれ算定することとしていること。

（ウ）物価高対応として地方財政計画に計上することとしている経費について、ごみ収集、学校給食など地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料については概ね5%程度、道路や河川等の点検・補修に係る維持補修費については概ね5%程度、民間事業者への補助等については概ね3%程度など、関係経費の単位費用措置を引き上げることとしていること。

また、学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰に対応するため、地方財政計画に計上することとしている400億円については、引き続き包括算定経費において一括して算定することとしていること。

（エ）いわゆる教育無償化に係る地方負担については、個別の地方公共団体の算定に当たって、地方負担の全額を基準財政需要額に算入することとしていること。具体的には、高等学校等就学支援金制度の拡充に係る地方負担については、各地方公共団体における公立高校の生徒数

と私立高校の生徒数のそれぞれに生徒一人当たりの支援単価を乗じることにより、学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）に係る地方負担については、各地方公共団体における児童数に児童一人当たりの支援単価を乗じることにより算定することとしていること。

- (オ) 標準準拠システム・ガバメントクラウド移行後のシステム運用経費に係る人件費・物価の増加等の外的要因等による恒常的な経費の増加分について、標準準拠システムへの移行状況に応じて算定することとしていること。
- (カ) 「地方創生推進費」（1兆円）については、「地域の元気創造事業費」（4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税）及び「人口減少等特別対策事業費」（6,000億円程度）において引き続き措置することとしていること。

このうち「地域の元気創造事業費」において、新たに価格転嫁分（1,000億円程度）を創設し、価格転嫁に積極的に取り組む地方公共団体の財政需要を、低入札価格調査制度等の導入率等の指標を用いて算定に反映することとしていること。また、行革努力分については、ラスパイレス指数及び経常的経費削減率等を用いた算定を廃止するなど、見直しを行うこととしていること。

算定に当たっては、引き続き成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行うこととしていること。

- (キ) 地方公共団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費を算定する「地域社会再生事業費」については、引き続き4,200億円程度を算定することとしていること。
- (ク) 地方公共団体が地域社会のデジタル化を推進するために必要となる取組に要する経費を算定する「地域デジタル社会推進費」については、令和11年度まで延長することとし、1,500億円程度を前年度と同様の算定方法により算定することとしていること。
- (ケ) 「地域未来戦略」（令和8年夏を目指して取りまとめ）を踏まえ、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を推進（広域リージョン連携に基づき実施する取組を含む。）し、地方から日本を成長軌道に押し上げるため、都道府県が基金を設置することを想定し、令和8年度に限り、新たな算定費目「地域未来基金費（仮称）」（4,000億円程度）を創設し、

基金の設置に要する経費を算定することとしていること。具体的には、2,000億円程度を各都道府県の人口に応じて、2,000億円程度を各都道府県に対して均等に算定することを基本として検討することとしていること。

(コ) 「臨時財政対策債償還基金費（仮称）」については、道府県分にあっては平成17年度の発行可能額の全部、市町村分にあっては平成17年度から平成22年度の発行可能額の一部に係る令和8年度末における理論償還表に基づく元金残高相当額を算入する予定であること。

これに伴い、令和9年度以降、令和8年度において同基金費の対象となった臨時財政対策債に係る元利償還金は基準財政需要額に算入されないこととなるが、令和8年度分の元利償還金については、令和8年度の「臨時財政対策債償還費」において算入されるものであること。

各地方公共団体においては、この措置に対応し令和8年度内に減債のための基金に積立てを行うなど将来の公債費負担に備えられたいこと。

(サ) 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、児童福祉司等の職員の増員に必要となる経費を算定することとしていること。

(シ) 基準財政需要額の増減は、測定単位や密度補正等の基礎数値の伸び、公債費又は事業費補正の伸び等により各地方公共団体ごとにかなりの差が生じるものと見込まれること。

#### イ 基準財政収入額

(ア) 令和8年度に自動車税環境性能割（環境性能割交付金含む。）及び軽自動車税環境性能割が廃止されることに対応して、基準財政収入額の算定項目についても見直しを行うこととしていること。ただし、軽自動車税環境性能割については、廃止後も一定程度収入が見込まれることから、令和8年度に限り、算入することとしていること。

(イ) 軽油引取税減収補填特例交付金（仮称）、自動車税減収補填特例交付金（仮称）、軽自動車税減収補填特例交付金（仮称）について、その75%を算入することとし、地方揮発油譲与税減収補填特例交付金（仮称）について、その全額を算入することとしていること。

(ウ) 固定資産税については、引き続き新型コロナウイルス感染症等に係

る生産性革命の実現に向けた特例措置の拡充等による減収がないものとして算定すること。また、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金については、基準財政収入額に算入しないこと。

(エ) 一般的に、道府県分にあっては道府県民税所得割、法人事業税、地方消費税及び特別法人事業譲与税の増が見込まれ、市町村分にあっては市町村民税所得割、固定資産税及び地方消費税交付金の増が見込まれること。

(オ) 基準財政収入額の見積りに当たっては、当分の間税率の廃止等の地方税制改正を踏まえた収入見込額を基礎とするとともに、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。

特に、道府県民税利子割の清算制度の導入に対応して、算定方法について所要の見直しを行うこととしていること。

また、航空機燃料譲与税については、譲与基準の見直しに、特別法人事業譲与税、森林環境譲与税及び地方消費税交付金については、譲与等の基準に用いる統計数値（国勢調査人口等）の更新に対応し、令和8年度に限り、当該年度の特別法人事業譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の譲与見込額並びに地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額を算定の基礎とする改正を行うこととしていること。

(カ) 法人関係税（法人事業税交付金及び特別法人事業譲与税を含む。以下同じ。）、道府県民税利子割（利子割交付金を含む。以下同じ。）、個人住民税所得割（分離譲渡所得分）及び特別とん譲与税については精算措置を講ずることとしているが、法人関係税及び道府県民税利子割の減収額を対象に減収補填債を発行する場合には減収補填債発行額の75%は精算措置の対象額から除くこととしていること。

(キ) 東日本大震災に係る「地方税法」の改正等に伴う減収見込額については、震災復興特別交付税において措置されることを踏まえ、引き続きその75%を加算することとしていること。

ウ 基準財政需要額の伸び率については、令和7年度に比し個別算定経費（地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費、地域未来基金費（仮称）、臨時財政対策債償還基金費（仮称）、公債費及び事業費補正を除く。）にあっては、道

府県分5.5%（いわゆる教育無償化による増額分を含む。）程度の増、市町村分2.5%程度の増、包括算定経費にあっては、道府県分0.5%程度の増、市町村分3.5%程度の増と見込まれること。

なお、各地方公共団体においては、給与改定をはじめ年度途中の追加財政需要に適切に対応しうるよう、あらかじめ財源を留保しておくこと。

## ② 特別交付税

ア 令和8年度の特別交付税（震災復興特別交付税を除く。以下同じ。）の総額は、前年度当初予算に比し6.5%の増となっているが、令和7年度補正予算（第1号）による増額後との比較では1.2%の減であるので、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう、慎重に見積もること。

特に、令和7年度において、災害対策等、年度によって激変する項目により多額の交付を受ける地方公共団体にあっては、これらの事由による特別交付税の減少を確実に見込むこと。

イ 特別交付税の算定に当たっては、特定財源の控除漏れがないか、普通交付税、他の特別交付税の算定項目及び震災復興特別交付税との重複計上がないか等について十分点検いただきほか、このような基礎数値の報告誤りがないよう、事業担当課と連携するとともに、特別交付税算定担当者間で情報共有を図るなど適切な事務の執行に努めていただきたいこと。

## (5) 国庫支出金

国庫支出金の総額については、社会保障関係費の増加等により、地方財政計画上2.9%程度の増になるものと見込まれる。

また、令和8年度における各種交付金の計上額は、別添資料第7のとおりである。

## (6) 地方債

令和7年12月26日に公表した令和8年度地方債計画（通常収支分）（別添資料第8）は、物価高が継続する中、地方公共団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、道路や施設の改修等に係る投資的経費（単独）の確保への対応をするとともに、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、自治体DX・地域社会DXの推進、地域の実情に応じた高校教育改革、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金確保を図ることとしている。

その総額は9兆4,738億円（前年度比3,835億円、4.2%増）を見込んでいる。

このうち、普通会計分は6兆1,448億円（同1,828億円、3.1%増）、公営企業会計等分は3兆3,290億円（同2,007億円、6.4%増）を見込んでいる。

地方債については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 地方公共団体が、高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン（仮称））を踏まえ、公立高校等における今後の社会・経済の発展を支える人材育成に向けた取組を進められるよう、高等学校教育改革等推進事業（仮称）を創設することとし、900億円を見込んでいること。
- ② 地方公共団体が、農業構造転換集中対策として国が別枠で予算を確保して実施する農業農村整備（農地の大区画化等）や共同利用施設の再編集約・合理化に取り組んでいけるよう、農業構造転換集中対策事業債（仮称）を創設することとし、一般補助施設整備等事業において153億円を見込んでいること。
- ③ 地方公共団体が、上下水道の広域化等をはじめとする公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、これらの取組に伴う公営企業に係る特別会計の廃止等に必要となる一般会計の負担を平準化するため、公営企業経営改善特例債（仮称）を創設（「地方財政法」の改正を予定）することとし、一般事業において50億円を見込んでいること。
- ④ 令和8年度以降も、地方公共団体が、喫緊の課題である防災・減災対策に引き続き取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業について、令和12年度まで延長するとともに対象事業を拡充することとし、5,000億円（前年度同額）を見込んでいること。
- ⑤ 令和8年度以降も、地方公共団体が、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に引き続き取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業について、令和12年度まで延長するとともに対象事業を拡充することとし、4,000億円（前年度同額）を見込んでいること。
- ⑥ 地方公共団体が、緊急に河川等の浚渫を実施できるよう、緊急浚渫推進事業について、1,100億円（前年度同額）を見込んでいること。
- ⑦ 地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業について、対象を拡充することとし、4,500億円（前年度同額）を見込んでいること。
- ⑧ 令和8年度以降も、地方公共団体が、引き続き地域脱炭素の取組を積極

的に実施できるよう、脱炭素化推進事業について、令和12年度まで延長するとともに対象事業を拡充することとし、900億円（前年度同額）を見込んでいること。

- ⑨ 地方公共団体が、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を速やかに実施できるよう、こども・子育て支援事業について、450億円（前年度同額）を見込んでいること。
- ⑩ 地方公共団体が、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けて情報システムや情報通信機器等の整備に取り組んでいけるよう、デジタル活用推進事業について、対象事業を拡充することとし、1,350億円（前年度比450億円、50.0%増）を見込んでいること。
- ⑪ 過疎対策事業及び辺地対策事業については、資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえつつ、過疎地域の持続的発展に関する施策及び辺地に係る公共施設の整備に取り組んでいけるよう、それぞれ6,100億円（前年度比200億円、3.4%増）、600億円（前年度比10億円、1.7%増）を見込んでいること。

過疎対策事業におけるハード事業のうち、「雇用創出特別分」については、対象事業を重点化の上、対象期間を令和11年度まで、「光ファイバ等整備特別分」は令和9年度まで、「脱炭素化推進特別分」は令和12年度までそれぞれ継続する取扱いとすることとしていること。

- ⑫ 退職手当債については、令和7年度までの時限措置としていたが、地方公共団体の退職手当額の総額は、前回期間を延長した平成28年度と比べて減少傾向が続く見込みであること等から、延長を行わないこととしていること。
- ⑬ 地方債資金のうち、公的資金については、前年度と同程度の割合（全体の42.5%）を確保していること。
- ⑭ 財政融資資金については、過疎対策事業のうち保育所、児童館、認定こども園、高齢者保健福祉施設、障害者（児）福祉施設、市町村保健センター及びこども家庭センターの整備について、償還期限（現行は12年以内（据置期間3年以内））を以下のとおり延長することとしていること。
  - ア 利率見直し方式について、25年以内（うち据置期間3年以内）。
  - イ 固定金利方式について、公共施設マネジメント特別分に限り、25年以内（うち据置期間3年以内）。
- ⑮ 民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしていること。特に、我が国的地方債市場

におけるグリーンボンド等のSDGs（ESG）債への関心の高まりを踏まえ、地方公共団体の安定的な資金調達のため、令和8年度も引き続き共同発行方式でグリーンボンド（グリーン共同債）を発行することとしていること。

また、現下の金利情勢も踏まえ、「地方債の総合的な管理について」（平成21年4月14日付け総務省自治財政局地方債課長通知）を参考に、柔軟な発行年限の設定や発行時期の平準化などを適切に検討いただきたいこと。

⑯ 減債基金への積立てについては、各地方公共団体における地方債現在高の状況及び公債費負担の今後の見通しに応じて、計画的に行っていただきたいこと。その際、満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立てについては、実質公債費比率の算定上、毎年度の積立額を発行額の30分の1（3.3%）として設定しており、これを下回る分は減債基金の積立不足として取り扱われていることに留意すること。

#### （7）使用料・手数料

使用料・手数料については、最近における実績等を勘案し、1兆5,016億円（前年度比28億円、0.2%減）になるものと見込んでいる。

### 2 歳出

#### （1）給与関係経費

給与関係経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 地方財政計画における給与改定の影響額（会計年度任用職員分を除く。）については、令和7年人事委員会勧告に基づき積算した国庫負担金等を含む歳出ベースで6,400億円程度を計上することとしていること。
- ② 地方財政計画上の職員数については、地方公共団体における定員管理の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増や児童虐待防止対策の強化による増、定年引上げに伴う一時的な職員数の増等を見込むことにより、13,577人の増としていること。

ア 義務教育諸学校の教職員については、全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保するため、中学校の学級編成の標準を令和8年度から3年かけて、35人に計画的に引き下げる制度改正等を行うこととしていることなどを踏まえ、児童生徒数の減少等に伴う6,664人の減員に対して、7,944人の改善増及び定年引上げに伴う一時的な増員として3,345人の増員を見込むことにより、全体として4,625人の増員を見込んでいるこ

と。

イ 公立高等学校、公立大学校等の教員については、児童生徒数の減少等に伴い、2,520人の減員に対して、定年引上げに伴う一時的な増員として775人の増員を見込むことにより、全体として1,745人の減員を見込んでいること。

ウ 警察官については、地方財政計画上、現下の治安状況を勘案し、475人の増員とすることに加え、定年引上げに伴う一時的な増員として279人の増員を見込むことにより、全体として754人の増員を行うこととしていること。

エ 消防職員については、消防防災行政の状況等を勘案し、790人の増員とすることに加え、定年引上げに伴う一時的な増員として245人の増員を見込むことにより、全体として1,035人の増員としていること。

オ 一般職員（アからエを除く職員）については、児童虐待防止対策の強化による児童福祉司等の増員（692人）や、定年引上げに伴う一時的な増員（2,887人）を見込むこと等により、全体として8,908人の増員としていること。

- ③ 退職手当については、令和5年度からの地方公務員の定年引上げ期間中、2年に一度、定年退職者が生じず、支給額が年度間で大幅に増減することとなり、各地方公共団体において、退職手当組合や退職手当基金の活用等によって、退職手当に係る負担を年度間で平準化している実態を踏まえ、令和7年度と令和8年度の退職手当額を改めて推計した上で、これらの合計の2分の1の額である1兆1,837億円（前年度比641億円、5.7%増）を計上することとしていること。
- ④ 地方公共団体における勤務の実態等を考慮し、地方財政計画上の時間外勤務手当の支給率について、一般職員8%（前年度7%）、警察官14%（前年度13%）に引き上げることとしていること。
- ⑤ 教職調整額の率について、6%（前年5%）に引き上げることとしていること。
- ⑥ 地方公務員共済組合等負担金については、別添資料第9のとおり改定される予定であること。
- ⑦ 会計年度任用職員の給与等については、一般行政経費（単独）から給与関係経費に移し替え、給与改定の影響額800億円程度も含め、1兆9,600億円程度を計上することとしていること。

## (2) 一般行政経費

一般行政経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 一般行政経費（単独）については、社会保障関係費の増加や物価高の中でサービス・施設管理等の委託料の増加、会計年度任用職員の給与等の給与関係経費への移し替え等を反映して計上するとともに、震災復興特別交付税により別枠で措置することとしている地方税等の減収分（震災関連）見合い歳出117億円を減じ、14兆4,037億円（前年度比1兆4,844億円、9.3%減。会計年度任用職員の給与等の給与関係経費への移し替えの影響を除くと、3,970億円、2.8%増）を計上することとしていること。上記117億円の地方税等の減収については、震災復興特別交付税で補填されるものであることから、その見合いの歳出とも合わせて東日本大震災分の歳入歳出に計上することとしているものであること。
- ② 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費については、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,567億円、都道府県繰入金5,850億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,272億円を合算した1兆5,689億円（前年度比689億円、4.6%増）を計上することとしていること。
- ③ 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、令和8年度においては、近年の追加財政需要額の活用状況等を踏まえ、4,200億円を地方財政計画に計上するとともに、令和8年度の給与改定に備え、給与改善費4,000億円（前年度比2,000億円、100.0%増）を地方財政計画に計上することとしている。各地方公共団体においては、給与改定をはじめ年度途中の追加財政需要に適切に対応しうるよう、あらかじめ財源を留保しておくこと。

## (3) 投資的経費

投資的経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 直轄事業負担金及び補助事業費の合計は、全体で前年度比1.0%程度減の5兆6,900億円程度を計上することとしていること。また、このうち、直轄事業負担金については、5,600億円程度（前年度比1.8%程度増）、補助事業費については、5兆1,300億円程度（前年度比1.3%程度減）となる見込みであること。
- ② 地方単独事業費については、新たに「高等学校教育改革等推進事業費

(仮称)」を1,000億円計上することとしていること。また、物価高の影響等を反映して3,000億円を増額し、これらを含め、全体で6兆7,600億円程度（前年度比6.2%程度増）を計上することとしていること。

(4) 公債費

公債費については、令和7年度補正予算（第1号）に係る措置として、令和8年度における臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための基金の積立てに要する経費の財源として、令和7年度の普通交付税が1,657億円増額交付されていること等により臨時財政対策債の元利償還金が減少するものの、金利の上昇による影響を踏まえ、地方財政計画上、前年度の公債費に比し0.4%程度の増を見込むこととしている。

(5) 維持補修費

維持補修費については、足元の物価高の影響等を反映して750億円を増額し、地方財政計画上、前年度の維持補修費に比し5.0%程度の増を見込むこととしている。

(6) 公営企業繰出金

公営企業繰出金については、「地方公営企業法」等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、地方財政計画に所要額を計上することとしている。

令和8年度においては、物価高の影響等による増（500億円）等を反映し、地方財政計画上、前年度の公営企業繰出金に比し3.1%程度の増を見込むこととしている。

## 第5 東日本大震災分の歳入歳出

### 1 復旧・復興事業

#### (1) 歳入

##### ① 震災復興特別交付税

ア 補助事業に係る地方負担分、地方単独事業分、地方税等の減収分を措置する震災復興特別交付税については、539億円を計上することとしている。

イ 震災復興特別交付税の算定に当たっては、「震災復興特別交付税の適

正な算定について」（令和3年9月3日付け総務省自治財政局財政課復興特別交付税室長通知）を踏まえ、算定対象とならない経費等を回答することがないよう、適切な事務の執行に努めていただきたい。

ウ 震災復興特別交付税の精算については、過年度に過大又は過少に交付された額を新規算定額から減額又は加算するとともに、新規算定額から減額できない額については、返還する必要があることにご留意いただきたい。

## ② 一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するため、一般財源充当分として63億円計上することとしている。

## ③ 国庫支出金

東日本大震災関係経費1,600億円程度を見込んでいる。

## ④ 地方債

令和8年度地方債計画（東日本大震災分）（別添資料第10）においては、復旧・復興事業として16億円を見込んでおり、その全額について公的資金を確保することとしている。

このうち、普通会計分は10億円、公営企業会計等分は6億円を見込んでいる。

## （2）歳出

### ① 補助事業費

国の東日本大震災関係経費に係る補助事業費1,900億円程度を見込んでいる。

### ② 地方単独事業費

「地方自治法」に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に要する経費及び単独災害復旧事業に要する経費等の地方単独事業費については、113億円を計上することとしている。

### ③ 地方税等の減収分見合い歳出

東日本大震災の税制上の臨時特例措置等に伴う減収分については、以下のとおり117億円を計上することとしている。

ア 「地方税法」等に基づく特例措置分（21億円）

イ 条例減免分（4億円）

ウ 「福島特措法」等に基づく特例措置分（92億円）

## 2 全国防災事業

### (1) 歳入

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するため、一般財源充当分として180億円を計上することとしている。

### (2) 歳出

東日本大震災関係経費のうち全国防災対策費に係る公債費を181億円計上することとしている。

## 第6 地方公営企業

1 今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大、公営企業に携わる人材の確保の困難など、地方公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増している。

「令和6年度地方公営企業等決算」（令和7年9月30日総務省公表）によれば、地方公営企業全体として、職員給与費の増加や物価高騰による営業費用の増加等により、総収支が3,441億円悪化している。こうした状況の変化に的確に対応し、公営企業が提供してきたサービスを持続的に提供していく必要がある。その際、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 各地方公営企業においては、中長期的な基本計画である経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うこと。また、策定済みの経営戦略について、経営戦略に基づく取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価、検証した上で、今後の人口減少等を加味した料金収入の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るとともに、料金改定や抜本的な改革を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討を行い、経営戦略の改定に反映すること。

なお、経営戦略の策定を地方財政措置の要件としているものについて、令和8年度から、当該年度前5年度内に経営戦略を策定又は改定していることを要件とする予定であること。

(2) 各地方公営企業が不断の経営健全化等に取り組むに当たっては、事業ごとの特性に応じて、事業の必要性を含め、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革等について検討し、これを推進すること。

水道事業及び下水道事業については、広域化等を推進するとともに、国土交通省において下水道事業におけるウォーターPPPに係る議論がなされているところであり、その動向を注視いただきたいこと。なお、広域化等については、事業の経営統合のほか、施設や水質管理システム等の共同利用、

管理事務の共同発注など、多様な手法が考えられるところであり、地域の実情に沿った取組を推進すること。

これらの検討に資するよう、各地方公営企業における抜本的な改革の取組状況について調査・公表するとともに、「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」（令和5年3月28日総務省公表）を公表しているので、積極的に活用すること。

- (3) 「公営企業会計の適用の更なる推進について」（令和6年1月22日付け総務省自治財政局長通知）等を踏まえ、重点事業としている簡易水道事業及び下水道事業については早急に公営企業会計を適用し、その他の事業についてはできる限り公営企業会計を適用すること。その際に、次の事項に留意すること。
- ① 公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費について、令和10年度まで地方財政措置を講ずるとともに、公営企業会計の適用に取り組む市町村に対して都道府県が行う支援に要する経費についても、令和10年度まで地方交付税措置を講ずることとしていること。
  - ② 簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に対する地方交付税措置について、公営企業会計の適用を要請している事業は令和6年度決算に基づく算定（令和8年度分算定）から公営企業会計の適用を要件とする予定であること。
  - ③ 資本費平準化債の発行について、公営企業会計の適用を要請している簡易水道事業及び下水道事業は公営企業会計の適用を要件としているが、その他の事業についても令和11年度から公営企業会計の適用を要件とする予定であること。
- (4) デジタル活用推進計画に位置付けて地方公営企業が実施するサイバーセキュリティ対策の強化に必要なシステムの導入に係る地方単独事業等について、一般会計が負担又は助成を行う場合には、一般会計においてデジタル活用推進事業債を充当できることとともに、資金手当として公営企業債を充当することもできることとしていること。  
事業期間については、令和11年度までとしていること。
- (5) 地方公営企業の脱炭素化の取組については、第3の15に示す、「脱炭素化事業推進事業費」と同様に、公営企業債（脱炭素化推進事業）の事業期間を令和12年度まで延長するとともに、空調等の各設備が個別に省エネルギー基準を満たす場合の省エネルギー改修、公用車としてのハイブリッド車の導入を対象に追加することとしていること。

また、新たに、下水道事業において国庫補助事業として実施する設備の省エネルギー改修について、対象に追加することとしていること。

(6) 埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故等を踏まえ、上下水道管路の老朽化対策を推進するため、次のとおり地方財政措置を講ずることとしていること。

① 「全国特別重点調査」の結果、対策が必要とされた下水道管路に係る修繕経費について、令和12年度まで下水道事業債の対象に追加し、当該経費に充当した下水道事業債の元利償還金の21%～49%について地方財政措置を講ずることとしていること。

② 水道管路耐震化事業について、緊急性や社会的影響等を勘案した重点的な耐震化を推進するため、大規模管路等に係る過去の平均事業費に上積みして実施する耐震化事業に対する一般会計からの繰入割合を従来の1/4（一般対策分）から1/2に拡充するとともに、令和12年度まで延長することとしていること。

③ DX技術（国土交通省が公表した「上下水道DX技術カタログ」に掲載された技術が対象）を活用した上下水道管路の点検・調査に係る委託経費について、令和9年度まで、事業費の1/2を一般会計からの繰出しの対象とし、実繰出額の50%について特別交付税措置を講ずることとしていること。

(7) 「経営・財務マネジメント強化事業」では、DX・GXの取組、経営戦略の改定・経営改善、「公立病院経営強化プラン」の改定及び経営強化の取組、上下水道の広域化等、公営企業会計の適用等を支援しているため、各地方公営企業においては積極的に活用すること。

2 地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 水道事業については、各都道府県において策定した「水道広域化推進プラン」を踏まえ、今後は都道府県のリーダーシップの下で施設の最適配置等について具体化を図るとともに、水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画である「水道基盤強化計画」の策定を推進することとしていること。

広域化に伴う施設の整備費等について、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、令和8年度からは、各都道府県における「水道基盤強化計画」の策定等に要する経費について、地方財政措置を講ずることとしていること。

令和8年4月1日のPFOS・PFOA水質基準化に伴い、基準値を超えるPFOS・PFOAが検出された場合に緊急的・暫定的に実施する応急対策に要する経費について、一般会計が繰出しを行う場合、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。また、水質検査に要する経費について、

簡易水道事業者の経営状況に鑑み一般会計が繰出しを行う場合、令和10年度まで特別交付税措置を講ずることとしていること。

(2) 下水道事業については、各都道府県において策定した「広域化・共同化計画」に基づき、令和6年4月に取りまとめた「広域化・共同化計画実施マニュアル」も踏まえ、都道府県のリーダーシップの下で同計画に基づく広域化・共同化の取組を着実に進めるとともに、同計画の充実を図ること。

広域化・共同化に伴う施設の整備費等や都道府県が実施する広域化・共同化の推進のための調査検討に要する経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしていること。

(3) 病院事業については、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知）を踏まえ、病院事業を設置する地方公共団体において策定した「公立病院経営強化プラン」に基づき、経営強化の取組を推進すること。

厳しい経営環境に直面している病院事業について、経営改善実行計画を策定し収支改善に取り組む公立病院の資金繰りを支援し、経営改善を促進するため、引き続き病院事業債（経営改善推進事業）を充当できることとしていること。

近年の物価高騰や人件費の増加等の厳しい経営環境の中、公立病院が地域に必要な救急医療などを引き続き提供できるよう、病院事業に対する繰出金として8,300億円程度（前年度比400億円程度増）を計上し、地方交付税の算定に用いる1床当たり単価を、救急告示病院について9%程度、小児医療について9%程度、周産期医療について8%程度引き上げることとしていること。

不採算地区病院等については、依然として厳しい経営状況が続いているため、令和3年度から実施している特別交付税措置の基準額の引上げ措置を令和8年度においても継続することとしていること。

また、周辺人口が少ない等の不採算地域において、二次救急など地域医療の中核的な役割を担う不採算地区中核病院がその機能を維持できるよう、不採算地区病院と同様に、特別交付税措置の基準額を30%引き上げる措置を令和8年度から実施することとしていること。

公立病院等の施設整備費に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限については、最近の資材費高騰等の状況や入札不調等が多く生じていること等を踏まえ、59万円／m<sup>2</sup>から85万円／m<sup>2</sup>へ引き上げることとし、令和7年度の病院事業債から適用することとしていること。

(注釈1) この事務連絡における以下の語句の意味は、それぞれ次のとおり。

- 1 「地方交付税措置」 … 次のいずれかの措置（3に該当するものを除く。）
  - (1) 普通交付税措置
  - (2) 普通交付税措置及び特別交付税措置
- 2 「特別交付税措置」 … 特別交付税措置（3に該当するものを除く。）
- 3 「地方財政措置」 … 地方債の元利償還金に対する普通交付税措置又は特別交付税措置等（併せて、1又は2の措置が講じられる場合を含む。）
- 4 「第三セクター等」 … 第三セクター、地方公社、地方独立行政法人又は組合等のいずれかに該当する団体

(注釈2) 令和7年度は令和7年度政府予算案等の国会修正を反映。

## 令和8年度予算編成の基本方針

令和7年12月9日  
閣議決定

### 1. 経済財政運営の基本的考え方

#### (1) 経済の現状認識

- ① 我が国経済は、名目GDPが600兆円を超える、賃上げ率も2年連続で5%を上回るなど、「デフレ・コストカット型経済」から、その先にある新たな「成長型経済」に移行する段階まで来た。また、財政状況について、プライマリーバランスは改善傾向にあり、政府債務残高対GDP比も低下している。
- ② 足元の景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、緩やかに回復している。しかし、潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心とした物価上昇により、個人消費は力強さを欠いている。

こうした中にあって、米国関税措置に関する日米協議は合意に至ったものの、世界経済の先行きには不透明感がある。また、国内においても、少子化や地方の衰退といった早急に克服すべき構造的な課題がある。

#### (2) 経済財政運営の基本的考え方

- ① こうした現状に対し、まずは、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現、防衛力と外交力の強化を3つの柱とする「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定。以下「令和7年度総合経済対策」という。）を策定した。その裏付けとなる令和7年度補正予算の早期成立を図り、その成立後には、できる限り速やかに関連する施策を実行する。その上で、令和8年度予算編成に取り組み、切れ目のない経済財政運営を行う。
- ② 今後、安定的な物価上昇とそれを上回る持続的な賃金上昇が実現する「成長型経済」への転換を図るに当たり、経済財政運営のあるべき姿は、将来世代への責任を果たす「責任ある積極財政」である。戦略的な

財政出動により官民が力を合わせ「危機管理投資」と「成長投資」を進めて社会課題を解決し、「暮らしの安全・安心」を確保するとともに、雇用と所得を増やし、潜在成長力を引き上げ、「強い経済」を実現していく。財政や社会保障の仕組みについても、物価と賃金の上昇に適切に対応した形への転換が求められる。また、歳出の質を高める行財政改革を徹底し、その一環として、制度とシステムの設計を併せて行うことにより効率的かつ効果的な国民への公共サービスの提供体制の構築を推進する。

こうした中、経済成長を通じて税収を増やし、成長率の範囲内に債務の伸びを抑制し、政府債務残高対GDP比を引き下げていく。これにより、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保するとともに、「強い経済」の実現と財政健全化を両立させていく。

- ③ こうした今後の強い経済成長と物価安定の両立の実現に向けて、適切な金融政策運営が行われることが非常に重要である。政府は、引き続き、日本銀行と緊密に連携し、デフレに後戻りすることのない物価安定の下での持続的な経済成長の実現に向け、一体となって取り組んでいく。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

## 2. 令和8年度予算編成の考え方

- ① 令和8年度予算編成は、令和7年度補正予算と一体として、上記の経済財政運営の基本的考え方沿って行う。経済と財政はいずれも国民のためのものであり、広く国民に恩恵が行き渡る予算編成を行う。その際、⑤の観点も踏まえて歳出構造の平時化に配意しつつ取組を進める。
- ② 令和8年度予算編成においては、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定。以下「骨太方針2025」という。）等における重要政策課題に加え、高市内閣が掲げる「強い経済」の構築に向けた重要施策<sup>1</sup>に対して必要な予算・税制上の措置等を確実に講じ、予算等を重点化しつつ（別紙）、「経済・財政新生計画」に基づき、歳出・歳入両面から改革を推進する。

---

<sup>1</sup> 例えば、「総合経済対策に盛り込むべき重点施策」（令和7年11月10日日本成長戦略会議）に盛り込まれた危機管理投資・成長投資に関する17の戦略分野と分野横断的課題。

既存経費等については、物価上昇に合わせた公的制度の点検も踏まえつつ、経済・物価動向等を適切に反映する。地方財政についても同様に対応<sup>2</sup>する。E B P M<sup>3</sup>やP D C A<sup>4</sup>によって政策の実効性を検証し、国民生活の下支えや経済成長に資すると期待される施策（支出や税制）は大胆に重点化する一方、そうした効果が乏しい場合には見直す<sup>5</sup>など、歳出・歳入両面で、「強い経済」を支える財政構造への転換を推進する。

- ③ 特に、社会保障については、物価や賃金の上昇等に対して、国民のいのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備していく。その上で、人口や世帯構成の変化により、受益と負担のバランスが変化することに対応し、適切な制度の効率化や資源配分の最適化を図り、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指すことが重要となる。全世代型社会保障の構築を通じ、応能負担の徹底等、各種の制度改革を行うことで、持続可能な社会保障システムの確立を図る。

こうした社会保障システムの持続性確保の観点から、「令和7年度総合経済対策」に記載された社会保障制度改革の取組を前例にとらわれず着実に実行し、社会保障改革の新たなステージにふさわしい予算編成とする。その際、次期診療報酬改定等において保険料負担の抑制努力も行いつつ経営の改善・従事者の処遇改善を図る。その上で、給付付き税額控除の制度設計を含めた「税と社会保障の一体改革」について国民的議論を進めるため、「国民会議」の早期設置に向けて検討を進める。

- ④ 歳入面については、負担の公平性の確保等の観点から、不断の見直しを検討する。また、必要に応じて、物価の上昇を踏まえ国民負担が増えないよう制度的対応を図る。
- ⑤ なお、補正予算については、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出等のために編成されるものであるが、近年は、常態化すると同時に規模が拡大している。今後、経済財政諮問会議等において、こうした予算の在り方についても、議論を進める。

---

<sup>2</sup> 骨太方針 2025 第3章参照。

<sup>3</sup> Evidence Based Policy Making の略称。証拠に基づく政策立案をいう。

<sup>4</sup> 企画立案（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Act）をいう。

<sup>5</sup> 令和7年11月25日「租税特別措置・補助金見直し担当室」を新たに設置。

## 主な施策

### ○ 中小企業・小規模事業者を始めとする賃上げ環境の整備

地域経済の主要な担い手である中堅・中小企業が持続的かつ安定的に賃上げを行える環境を整備する。このため、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、業種や規模にかかわらずそのニーズに応じた企業の成長と賃上げを可能とする施策を総動員する。国の官公需だけでなく、地域経済にとって重要な役割を果たす地方公共団体の官公需を含め、発注において、労務費・物価の上昇を踏まえた価格転嫁を徹底する。

### ○ 危機管理投資・成長投資の推進

A I・半導体、造船、量子、フュージョンエネルギー、バイオ、航空、宇宙等の17の戦略分野、スタートアップを含む分野横断的課題への取組を通じ、官民連携の戦略的投資を促進し、G X・D X、経済安全保障、エネルギー・資源安全保障の強化を図る。持続可能な成長に向けた農林水産業の構造転換等を通じ、食料安全保障の確立を図る。

### ○ 未来に向けた投資の拡大

科学技術・イノベーションを推進する。コンテンツ分野、文化芸術及びスポーツの振興を推進する。医療・介護D X等を推進し、健康医療安全保障を構築する。大学振興等を通じ、イノベーションを興すことのできる人材育成を進める。

### ○ 防災・減災・国土強靭化の推進

東日本大震災からの復興・創生に加えて、令和6年能登半島地震を始めとする自然災害からの復旧・復興に全力で取り組む。令和8年度中の防災庁の設置に向け、事前防災の徹底や災害対応力の強化など防災体制の充実・強化を図る。「国土強靭化基本計画」<sup>1</sup>及び「第1次国土強靭化実施中期計画」<sup>2</sup>に基づく取組を着実に推進する。

### ○ 地方の伸び代の活用と暮らしの安定

子供・子育て政策を含む人口減少対策の検討を進めるとともに、若者や女性にも選ばれ、安心して働き、暮らせる地方の生活環境や付加

---

<sup>1</sup> 令和5年7月28日閣議決定。

<sup>2</sup> 令和7年6月6日閣議決定。

価値創出型の新しい地方経済の創生を図る。障害者や生活困窮者を含め、誰もが生きがいや役割を持つ包摂的な地域共生社会を実現するとともに、孤独・孤立対策を推進する。外国人問題への対応を推進する。治安対策を推進する。質の高い公教育の再生や教育無償化への対応を進める。地方創生・生産性向上に資する道路・港湾等の交通ネットワークの整備を進める。

#### ○ 防衛力強化と外交・安全保障環境の変化への対応

「国家安全保障戦略」<sup>3</sup>等に基づき、防衛力の抜本的強化を推進するとともに、防衛力の中核たる自衛隊員の処遇改善に取り組む。防衛産業の基盤強化、防衛装備品移転・政府安全保障能力強化支援に取り組む。世界の真ん中で咲き誇る日本外交を取り戻すため、外交力の抜本的強化を推進する。日米同盟を日本の外交・安全保障政策の基軸とし、基本的価値を共有する同志国やグローバル・サウス諸国との多角的な連携を拡大するなど「自由で開かれたインド太平洋（F O I P）」の実現に向けて、力強い外交・安全保障政策を推進する。

---

<sup>3</sup> 令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定。

## 令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

〔令和7年12月24日  
閣議了解〕

## 1. 令和7年度の経済動向及び令和8年度の経済見通し

## (1) 令和7年度及び令和8年度の主要経済指標

	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績見込み)	令和8年度 (見通し)	対前年度比増減率									
				令和6年度		令和7年度		令和8年度					
	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)				
国内総生産	642.4	669.2	691.9	3.7	0.5	4.2	1.1	3.4	1.3				
民間最終消費支出	340.4	353.5	365.3	2.9	0.2	3.9	1.3	3.4	1.3				
民間住宅	27.6	27.3	28.3	2.6	▲0.7	▲0.8	▲3.4	3.3	1.3				
民間企業設備	119.2	124.6	130.5	4.2	0.9	4.5	1.9	4.8	2.8				
民間在庫変動(内は寄与度)	0.1	0.3	0.3	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)				
財貨・サービスの輸出	141.7	145.5	151.4	6.8	1.7	2.8	2.5	4.0	2.0				
(控除)財貨・サービスの輸入	147.4	146.9	153.9	6.3	3.3	▲0.4	2.7	4.8	2.9				
内需寄与度				3.7	0.9	3.5	1.1	3.6	1.5				
民需寄与度				2.5	0.4	2.9	1.0	2.8	1.3				
公需寄与度				1.1	0.5	0.6	0.1	0.8	0.3				
外需寄与度				0.0	▲0.4	0.7	▲0.1	▲0.2	▲0.2				
国民総所得	682.1	711.1	737.4	4.0	1.1	4.3	1.7	3.7	1.7				
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%	%程度		%程度					
労働力人口	6,968	7,005	7,010		0.5	0.5		0.1					
就業者数	6,793	6,831	6,841		0.5	0.6		0.1					
雇用者数	6,141	6,190	6,212		0.9	0.8		0.4					
完全失業率	%	%程度	%程度										
	2.5	2.5	2.4										
生産	%	%程度	%程度										
鉱工業生産指数・変化率	▲1.4	0.3	1.2										
物価	%	%程度	%程度										
国内企業物価指数・変化率	3.3	2.3	1.4										
消費者物価指数・変化率	3.0	2.6	1.9										
GDPデフレーター・変化率	3.2	3.1	2.0										
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%	%程度		%程度						
貿易・サービス収支	▲6.6	▲2.1	▲2.9										
貿易収支	▲4.0	0.6	0.2										
輸出	106.3	108.6	113.8	4.1	2.2		4.8						
輸入	110.3	108.1	113.7	4.3	▲2.0		5.2						
経常収支	29.5	35.6	38.4										
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度										
	4.6	5.3	5.5										

(注) 消費者物価指数は総合である。

## **(2) 令和7年度の経済動向**

我が国経済は、賃上げ率が2年連続で5%を上回るなど、「デフレ・コストカット型経済」から、その先にある新たな「成長型経済」に移行する段階まで来た。

足元の景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、緩やかに回復している。しかし、潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心とした物価上昇により、個人消費は力強さを欠いている。

こうした現状に対し、まずは、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現、防衛力と外交力の強化を3つの柱とする「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定。以下「総合経済対策」という。）を策定した。その裏付けとなる令和7年度補正予算（令和7年12月16日成立）を迅速かつ着実に執行し、総合経済対策の効果を広く波及させていく。

令和7年度の我が国経済は、今後も緩やかな回復を続け、実質国内総生産（実質GDP）成長率は1.1%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は4.2%程度、消費者物価（総合）は2.6%程度の上昇率になると見込まれる。

## **(3) 令和8年度の経済見通し**

令和8年度は、所得環境の改善が進む中で、各種政策効果も下支えとなり、個人消費が増加するとともに、危機管理投資・成長投資の取組が進展する中で、設備投資も増加するなど、引き続き、国内需要中心の経済成長となることが期待される。

令和8年度の実質GDP成長率は1.3%程度、名目GDP成長率は3.4%程度、消費者物価（総合）は1.9%程度の上昇率になると見込まれる。

ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には、十分注意する必要がある。

## ① 実質国内総生産（実質GDP）

### （i）民間最終消費支出

物価上昇が徐々に落ち着く中で、所得環境の改善が進むとともに、各種政策効果も下支えとなり、増加する（対前年度比1.3%程度の増）。

### （ii）民間住宅

建築基準法改正に伴い前年度に生じた落ち込みから回復し、増加する（対前年度比1.3%程度の増）。

### （iii）民間企業設備

危機管理投資・成長投資の取組が進展する中で、企業の堅調な収益や高い投資意欲を背景に、増加する（対前年度比2.8%程度の増）。

### （iv）公需

高齢化等に伴う支出や総合経済対策に伴う支出により、増加する（実質GDP成長率に対する公需の寄与度0.3%程度）。

### （v）外需（財貨・サービスの純輸出）

世界経済の緩やかな成長に伴い輸出が増加する一方で、国内需要の増加に伴い輸入が増加し、マイナス寄与となる（実質GDP成長率に対する外需の寄与度▲0.2%程度）。

## ② 実質国民総所得（実質GNI）

海外からの所得増加が見込まれることにより、実質GDP成長率を上回る伸びとなる（対前年度比1.7%程度の増）。

## ③ 労働・雇用

労働力人口がおおむね横ばいとなる中、経済の緩やかな成長に伴い労働需給は引き締まり、完全失業率は低下する（2.4%程度）。

## ④ 鉱工業生産

国内需要や輸出の増加に伴い、上昇する（対前年度比1.2%程度の上昇）。

## ⑤ 物価

消費者物価（総合）上昇率は、食料価格の上昇幅が前年度から縮小するとともに、総合経済対策によるエネルギー価格の抑制効果等も物価を押し下げる一

方、需給バランスが改善する中で、基調的な物価は押し上げられ、1.9%程度となる。GDPデフレーターについては、対前年度比2.0%程度の上昇となる。

## ⑥ 国際収支

所得収支の黒字が続く中、経常収支の黒字はおおむね横ばいで推移する（経常収支対名目GDP比5.5%程度）。

(注1) 本経済見通しに当たっては、「2. 令和8年度の経済財政運営の基本的態度」に記された経済財政運営を前提としている。

(注2) 世界GDP（日本を除く。）の実質成長率、円相場及び原油輸入価格については、以下の前提を置いている。これらは、作業のための想定であって、政府としての予測又は見通しを示すものではない。

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度
世界GDP（日本を除く。）の実質成長率（%）	3.1	2.8	2.8
円相場（円／ドル）	152.5	150.8	155.2
原油輸入価格（ドル／バレル）	82.8	71.3	68.0

(備考)

1. 世界GDP（日本を除く。）の実質成長率は、国際機関の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、令和7年11月1日～11月30日の期間の平均値（155.2円／ドル）で、同年12月以降一定と想定。
3. 原油輸入価格は、令和7年11月1日～11月30日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値（68.0ドル／バレル）で、同年12月以降一定と想定。

(注3) 我が国経済は民間活動がその主体を成すことであること、また、国際環境の変化等には予見しがたい要素が多いことに鑑み、上記の諸計数は、ある程度幅を持って考えられるべきものである。

## 2. 令和8年度の経済財政運営の基本的態度

令和8年度は、安定的な物価上昇とそれを上回る持続的な賃金上昇が実現する「成長型経済」への転換を図るに当たり、将来世代への責任を果たす「責任ある積極財政」の考え方の下、経済財政運営を行う。戦略的な財政出動により官民が力を合わせ「危機管理投資」と「成長投資」を進めて社会課題を解決し、「暮らしの安全・安心」を確保するとともに、雇用と所得を増やし、潜在成長力を引き上げ、「強い経済」を実現していく。

財政や社会保障の仕組みについても、物価と賃金の上昇に適切に対応した形への転換が求められる。また、歳出の質を高める行財政改革を徹底し、その一環として、制度とシステムの設計を併せて行うことにより効率的かつ効果的な国民への公共サービスの提供体制の構築を推進する。

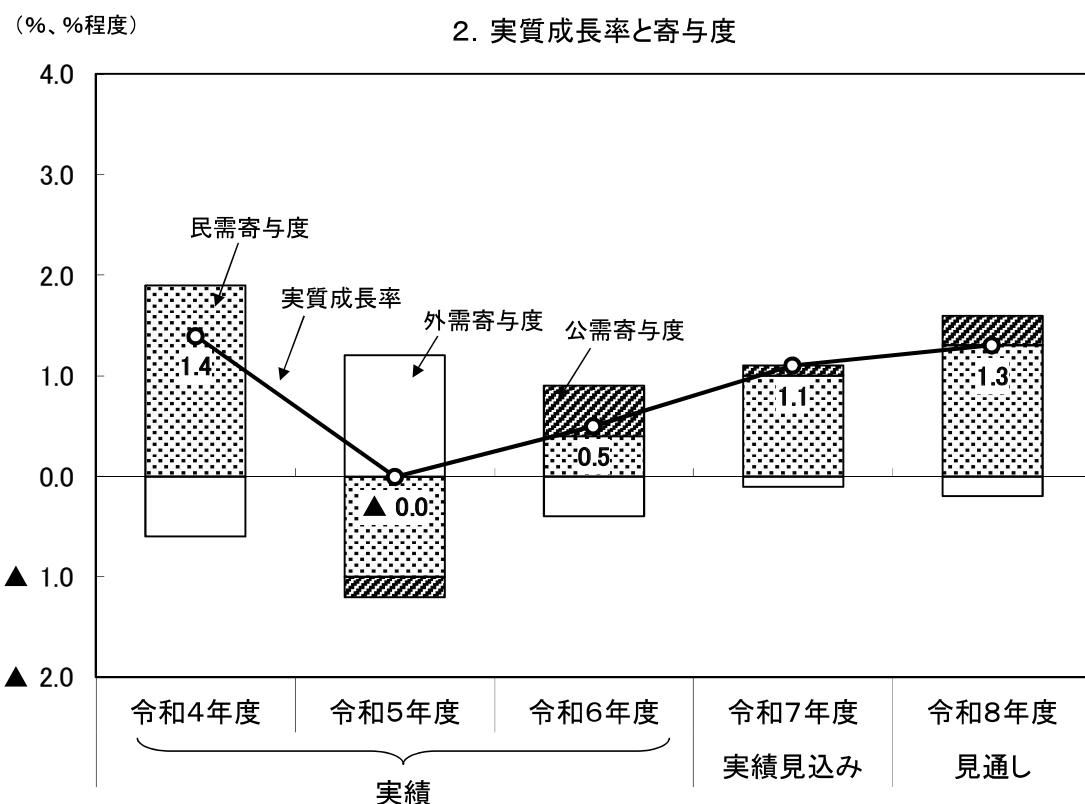
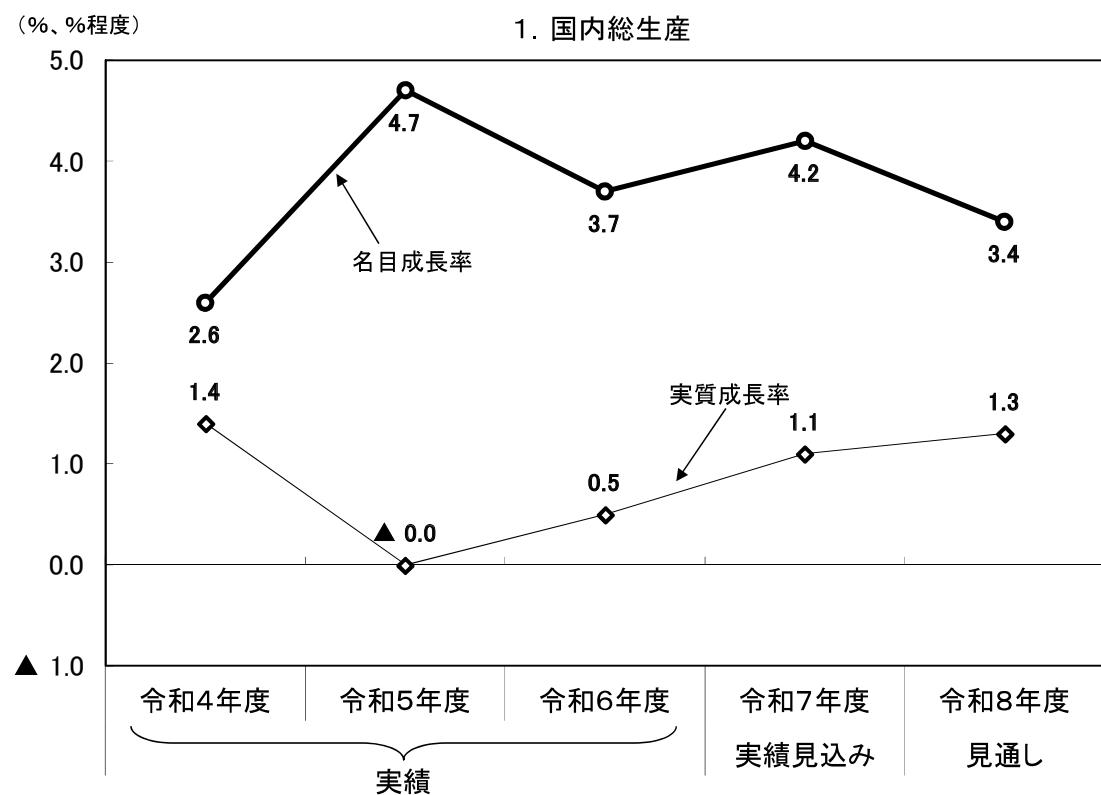
こうした中、経済成長を通じて税収を増やし、成長率の範囲内に債務の伸びを抑制し、政府債務残高対GDP比を引き下げていく。これにより、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保するとともに、「強い経済」の実現と財政健全化を両立させていく。

今後の強い経済成長と物価安定の両立の実現に向けて、適切な金融政策運営が行われることが非常に重要である。政府は、引き続き、日本銀行と緊密に連携し、デフレに後戻りすることのない物価安定の下での持続的な経済成長の実現に向け、一体となって取り組んでいく。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

こうした一連の取組によって、政府は、経済成長の果実を広く国民に行き渡らせ、誰もが豊かさを実感し、未来への不安が希望に変わり、安心できる社会の実現を目指す。

(参考)

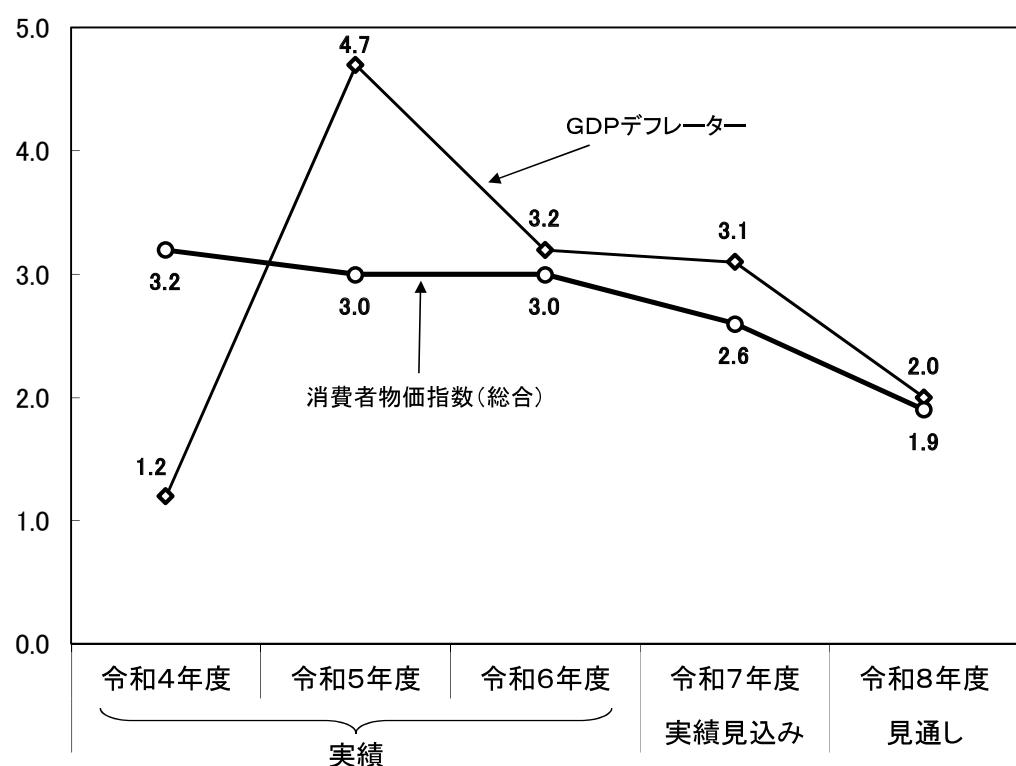
### 主な経済指標



※ 民需、公需、外需の寄与度は実質成長率に対するもの。

(%, %程度)

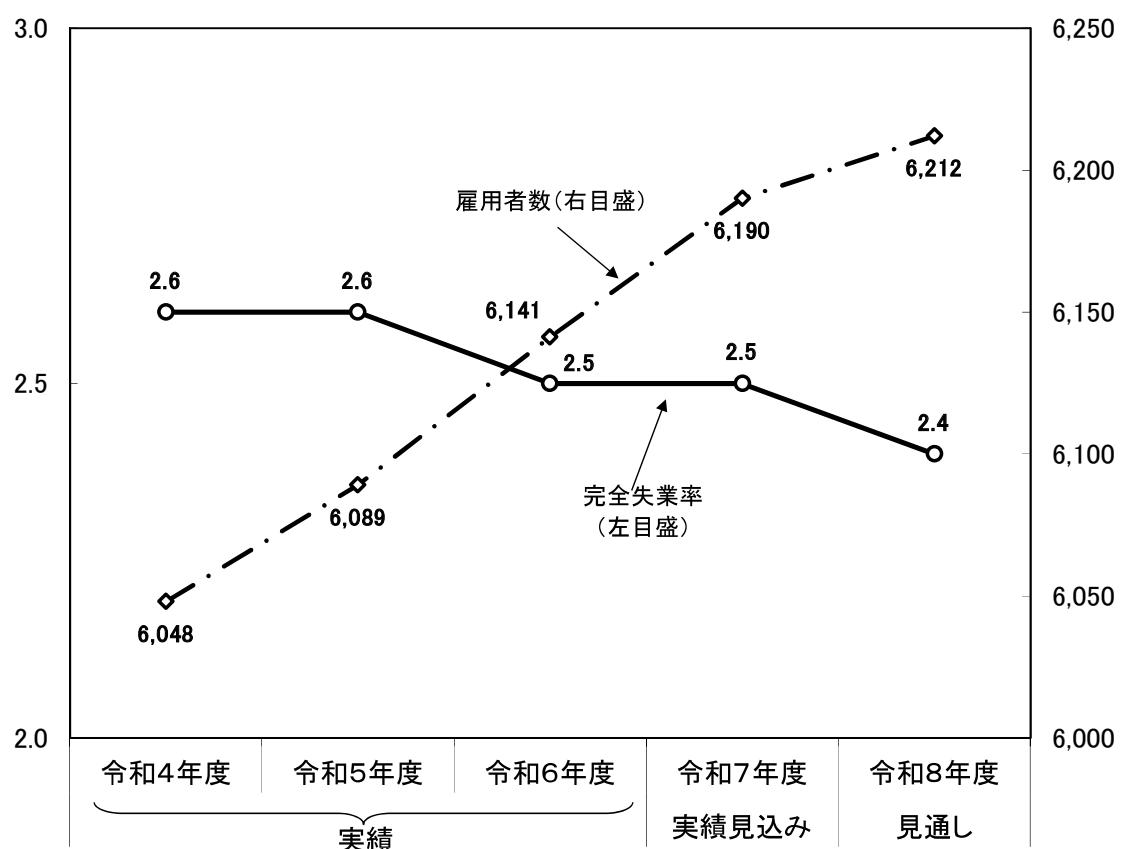
## 3. 物価関係指数の変化率



(%, %程度)

## 4. 完全失業率と雇用者数

(万人、万人程度)



### 資料3

#### 令和8年度一般会計歳入歳出概算

令和7年12月26日  
(単位 億円)

区分	前年度予算額 (当初) (A)	令和8年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸率
歳入				%
1. 租税及印紙収入	778,190	837,350	59,160	7.6
2. その他収入	87,318	89,902	2,585	3.0
3. 公債金	286,471	295,840	9,369	3.3
(1) 公債金	67,910	67,160	△ 750	△ 1.1
(2) 特例公債金	218,561	228,680	10,119	4.6
合計	1,151,978	1,223,092	71,114	6.2
歳出				
1. 一般歳出	681,071	701,557	20,485	3.0
2. 地方交付税交付金等	188,728	208,778	20,050	10.6
3. 国債費	282,179	312,758	30,579	10.8
合計	1,151,978	1,223,092	71,114	6.2

(注1) 計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(注2) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

## 令和8年度一般会計歳出概算所管別内訳

(単位 億円)

所 管 別	前 年 度 予 算 額 (当 初) (A)	令 和 8 年 度 概 算 額 (B)	比 較 増 △ 減 額 (B-A)	伸 率
皇室費	114	126	12	% 10.7
国会会	1,315	1,365	50	3.8
裁判所	3,352	3,495	143	4.3
会計検査院	163	169	6	3.6
内閣閣	1,215	1,241	26	2.1
内閣府	52,768	52,890	122	0.2
内閣本府等	7,527	7,216	△ 312	△ 4.1
こども家庭庁	42,367	42,795	428	1.0
警察庁	2,875	2,879	5	0.2
デジタル庁	4,752	5,198	446	9.4
防災庁	—	24	24	—
総務省	193,861	212,701	18,840	9.7
うち地方交付税交付金等	( 188,728 )	( 208,778 )	( 20,050 )	( 10.6 )
法務省	7,436	7,881	445	6.0
外務省	7,448	7,763	315	4.2
財務省	294,031	326,116	32,085	10.9
うち国債費	( 282,179 )	( 312,758 )	( 30,579 )	( 10.8 )
文部科学省	55,094	58,809	3,715	6.7
厚生労働省	343,064	350,433	7,369	2.1
農林水産省	20,957	21,195	239	1.1
経済産業省	8,506	8,694	188	2.2
国土交通省	60,719	61,993	1,274	2.1
環境省	3,096	3,155	59	1.9
防衛省	86,691	89,843	3,153	3.6
予備費	7,395	10,000	2,605	35.2
合計	1,151,978	1,223,092	71,114	6.2

## 令和8年度一般会計歳出概算主要経費別内訳

(単位 億円)

事 項	前年度予算額 (当初) (A)	令和8年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
社会保障関係費	382,938	390,559	7,621	2.0%
文教及び科学振興費	56,560	60,406	3,846	6.8%
うち科学技術振興費	( 14,221 )	( 14,378 )	( 156 )	( 1.1 )
国 債 費	282,179	312,758	30,579	10.8%
恩 給 関 係 費	623	493	△ 130	△ 20.8%
地方交付税交付金等	188,728	208,778	20,050	10.6%
防 衛 関 係 費	86,691	89,843	3,153	3.6%
公 共 事 業 関 係 費	60,858	61,078	220	0.4%
経 済 協 力 費	5,050	5,108	58	1.1%
中 小 企 業 対 策 費	1,695	1,700	5	0.3%
エネルギー対策費	8,111	8,001	△ 110	△ 1.4%
食料安定供給関係費	12,609	12,729	120	1.0%
その他の事項経費	58,543	61,640	3,097	5.3%
予 備 費	7,395	10,000	2,605	35.2%
合 計	1,151,978	1,223,092	71,114	6.2%

## 令和8年度地方財政収支見通しの概要（通常収支分）

資料4

( 16 )

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果異動する場合がある。

# 令和8年度地方財政収支見通しの概要（東日本大震災分）

## (1) 復旧・復興事業

項目		令和8年度 (見込)		令和7年度		増減率 (見込)	
震災庫入	復興特支方	税金債	約1,600億円	539億円	871億円	▲38.1%	
一歳入	地方財源充當	債分	10億円	11億円	約1億円	▲7.6%	
	計		63億円	33億円	33億円	▲9.1%	90.9%
直轄地方出	・補助事業費	約	2,200億円	2,200億円	2,704億円	約	▲18.6%
一歳出	単独事業費	約	1,900億円	2,321億円	2,321億円	約	▲18.1%
	うち地方税等の減収分見合い歳出		230億円	293億円	293億円	▲21.5%	
	計	約	117億円	175億円	175億円	▲33.1%	
		約	2,200億円	2,704億円	2,704億円	約	▲18.6%

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

## (2) 全国防災事業

項目		令和8年度 (見込)		令和7年度		増減率 (見込)	
一歳入	一般財源充當入	180億円	1億円	217億円	1億円	▲17.1%	0.0%
	計			181億円	218億円	▲17.0%	
一歳出	公債費	181億円	218億円	218億円	218億円	▲17.0%	▲17.0%

## 資料6

### 令和8年度地方交付税総額算定基礎(通常収支分)

(単位:億円、%)

区分		令和8年度 当初予算額 A	令和7年度			増減額		増減率	
			当初予算額 B	補正額 C	補正後 B+C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)
国税	所得税(ア)	253,250	226,660	19,930	246,590	26,590	6,660	11.7%	2.7%
	法人税(イ)	206,960	192,450	3,510	195,960	14,510	11,000	7.5%	5.6%
	酒税(ウ)	11,470	11,740	-620	11,120	-270	350	-2.3%	3.1%
	消費税(エ)	266,880	249,080	6,350	255,430	17,800	11,450	7.1%	4.5%
一般会計	(ア)×33.1%	83,826	75,024	6,597	81,621	8,801	2,204	11.7%	2.7%
	(イ)×33.1%	68,504	63,701	1,162	64,863	4,803	3,641	7.5%	5.6%
	(ウ)×50%	5,735	5,870	-310	5,560	-135	175	-2.3%	3.1%
	(エ)×19.5%	52,042	48,571	1,238	49,809	3,471	2,233	7.1%	4.5%
	小計	210,106	193,166	8,687	201,853	16,940	8,253	8.8%	4.1%
	令和6年度国税4税決算精算分	-	-	4,354	4,354	-	-4,354	-	皆減
	平成28年度国税4税決算精算分	-449	-449	-	-449	0	0	0.0%	0.0%
	過年度補正予算精算分	-2,189	-6,854	-	-6,854	4,665	4,665	-68.1%	-68.1%
	小計(法定率分等)	207,468	185,863	13,041	198,905	21,605	8,563	11.6%	4.3%
	既往法定加算等	154	929	-	929	-775	-775	-83.4%	-83.4%
特別会計	臨時財政対策特例加算額	-	-	-	-	-	-	-	-
	特別会計借入金債務承継額と同額の減額	-7,000	-	-	-	-7,000	-7,000	-	-
	計(一般会計繰入れ)	200,622	186,792	13,041	199,834	13,830	788	7.4%	0.4%
	地方法人税法定率分	24,499	21,773	1,372	23,145	2,726	1,354	12.5%	5.9%
	令和6年度地方法人税決算精算分	-	-	689	689	-	-689	-	皆減
	平成28年度地方法人税決算精算分	-0	-0	-	-0	0	0	0.0%	0.0%
	返還金	0	2	-	2	-2	-2	-92.4%	-92.4%
	特別会計借入金償還額	-22,000	-25,944	-	-25,944	3,944	3,944	-15.2%	-15.2%
	特別会計借入金利子充当分	-3,773	-2,270	-	-2,270	-1,503	-1,503	66.2%	66.2%
	特別会計剩余金の活用	500	400	-	400	100	100	25.0%	25.0%
地方交付税	地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	2,000	2,000	-2,000	0	0	2,000	0.0%	皆増
	前年度からの繰越金	-	6,822	-	6,822	-6,822	-6,822	皆減	皆減
	翌年度への繰越金	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	201,848	189,574	13,102	202,676	12,274	-828	6.5%	-0.4%
	合計	201,848	189,574	13,102	202,676	12,274	-828	6.5%	-0.4%
内訳	普通交付税	189,737	178,198	12,223	190,421	11,539	-683	6.5%	-0.4%
	特別交付税	12,111	11,377	879	12,256	734	-145	6.5%	-1.2%

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

## 令和8年度 各種交付金計上額

(単位：億円、%)

交付金名	8年度	7年度	増減額	増減率
交通安全対策特別交付金	438.2	474.9	△ 36.7	△ 7.7
国有提供施設等所在市町村助成交付金	307.4	307.4	0.0	0.0
施設等所在市町村調整交付金	78.0	78.0	0.0	0.0
電源立地地域対策等交付金	1,167.7	1,150.9	16.8	1.5
特定防衛施設周辺整備調整交付金	428.5	424.2	4.3	1.0
石油貯蔵施設立地対策等交付金	51.4	51.8	△ 0.4	△ 0.8

## 資料8

### 令和8年度地方債計画

(通常収支分)

(単位: 億円、%)

項目	令和8年度 計画額(A)	令和7年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)	増減率 (C)/(B) × 100
一般会計債				
1 公共事業等	15,765	15,908	△ 143	△ 0.9
2 常住宅建設事業	1,083	1,100	△ 17	△ 1.5
3 災害復旧事業	1,127	1,127	0	0.0
4 教育・福祉施設等整備事業	6,726	5,723	1,003	17.5
(1) 学校教育施設等	3,143	2,670	473	17.7
(2) 社会福祉施設	365	367	△ 2	△ 0.5
(3) 一般廃棄物処理	1,989	1,603	386	24.1
(4) 一般補助施設等	692	546	146	26.7
(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	28,125	26,625	1,500	5.6
(1) 一般化	3,043	2,493	550	22.1
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,921	3,221	700	21.7
(5) 旧合併特例	1,400	2,500	△ 1,100	△ 44.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,500	4,500	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11) こども・子育て支援	450	450	0	0.0
(12) デジタル活用推進	1,350	900	450	50.0
(13) 高等学校教育改革等推進	900	-	900	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	6,700	6,490	210	3.2
(1) 辺地対策	600	590	10	1.7
(2) 過疎対策	6,100	5,900	200	3.4
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	60,671	58,118	2,553	4.4
二公営企業債				
1 水道事業	7,912	7,339	573	7.8
2 工業用水道事業	398	420	△ 22	△ 5.2
3 交通事業	1,652	1,584	68	4.3
4 電気事業・ガス事業	173	260	△ 87	△ 33.5
5 港湾整備事業	634	618	16	2.6
6 病院事業・介護サービス事業	6,378	5,998	380	6.3
7 市場事業・と畜場事業	456	395	61	15.4
8 地域開発事業	991	1,346	△ 355	△ 26.4
9 下水道事業	15,373	13,918	1,455	10.5
10 観光その他事業	100	107	△ 7	△ 6.5
計	34,067	31,985	2,082	6.5
合計	94,738	90,103	4,635	5.1

(単位：億円、%)

項目		令和8年度 計画額(A)	令和7年度 計画額(B)	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B) × 100
三	臨時財政対策債	0	0	0	0.0
四	退職手当債	-	800	△ 800	△ 100.0
五	国の予算等貸付金債	( 139 )	( 176 )	(△ 37 )	(△ 21.0 )
	総計	( 139 ) 94,738	( 176 ) 90,903	(△ 37 ) 3,835	(△ 21.0 ) 4.2
内訳	普通会計分	61,448	59,620	1,828	3.1
	公営企業会計等分	33,290	31,283	2,007	6.4
資金区分					
	公的資金	40,292	38,761	1,531	3.9
	財政融資資金	23,546	22,688	858	3.8
	地方公共団体金融機関資金	16,746	16,073	673	4.2
	(国の予算等貸付金)	( 139 )	( 176 )	(△ 37 )	(△ 21.0 )
	民間等資金	54,446	52,142	2,304	4.4
	市場公募	34,000	32,600	1,400	4.3
	銀行等引受	20,446	19,542	904	4.6

#### その他同意等の見込まれる項目

- 1 第1次国土強靭化実施中期計画に基づき推進が特に必要となる施策に係る直轄事業及び補助事業の地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和6年能登半島地震減収対策企業債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 6 国の補正予算又は予備費に伴う補正予算債

#### (備考)

国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

農業構造転換集中対策事業債については、一般補助施設整備等事業の内数である。

公営企業経営改善特例債については、一般事業の内数である。

資料9

令和8年度 地方公務員共済組合負担金等の組合別負担率等

【地方公務員共済組合】

区分	都道府県	公立学校		警察		市町村 一般職
		義務 教育職	その他 教育職	警察官	事務職	
長期	給料	130.8562%	115.7661%	141.1750%	127.3249%	
	期末手当等			99.0869%		
	公経済			39.9%		
追 加 費 用		16.6%	21.3%	14.0%	11.0%	9.8%
短期	給料	78.21%	69.76%	87.63%	80.85%	
	短期+福祉	65.23%	56.12%	72.72%	68.01%	
	育休介護手当金+ 育児休業支援手当 金・育児時短勤務手 当金	1.12%	1.31%	0.93%	1.05%	
	介護納付金	10.28%	10.93%	12.27%	10.19%	
	子ども・子育て 支援納付金	1.58%	1.40%	1.71%	1.54%	
	特別財政調整	—	—	—	0.06%	
	期末手当等	59.14%	58.23%	62.16%	62.57%	
	短期+福祉	49.40%	48.03%	51.04%	52.93%	
	育休介護手当金+ 育児休業支援手当 金・育児時短勤務手 当金	0.85%	1.12%	0.65%	0.82%	
	介護納付金	7.69%	7.88%	9.27%	7.57%	
	子ども・子育て 支援納付金	1.20%	1.20%	1.20%	1.20%	
	特別財政調整	—	—	—	0.05%	
事 務 費		240円	240円	240円	14,720円	

(備考) 市町村一般職の事務費については、標準的な市町村職員共済組合に係る額である。

【地方議会議員共済会】

区分	都道府県議会議員	市議会議員	町村議会議員
給 付 費	12.9/100	24.8/100	24.8/100
事 務 費	19,681円	11,900円	13,731円

(備考) 「給付費」の負担金率については、各共済会の定款に定める標準報酬をベースとしている。

## 令和8年度地方債計画

(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位: 億円、%)

項目		令和8年度 計画額(A)	令和7年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)	増減率 (C)/(B) × 100
一般会計債					
公営住宅建設事業	8	10	△ 2	△ 20.0	
災害復旧事業	1	1	0	0.0	
一般単独事業	2	1	1	100.0	
公営企業債					
水道事業	4	3	1	33.3	
下水道事業	1	-	1	皆増	
国の予算等貸付金債	( 1 )	( 1 )	( 0 )	( 0.0 )	
総計	( 1 ) 16	( 1 ) 15	( 0 ) 1	( 0.0 ) 6.7	
内訳	普通会計分	10	11	△ 1	△ 9.1
	公営企業会計等分	6	4	2	50.0
資金区分	公的資金				
	財政融資資金	12	11	1	9.1
	地方公共団体金融機関資金	4	4	0	0.0
	(国の予算等貸付金)	( 1 )	( 1 )	( 0 )	( 0.0 )

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の( )書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。